

監獄協會雜誌

第參拾壹卷
第七號

明治二十一年五月創刊 每月一回 二十日發行

(大正七年七月二十日發行)

目次

論	說「司獄官の任務」……………典獄寺崎勝治……………(一)
講演	「罪質と累犯性」……………文學士寺田精一……………(五)
譚叢	「監獄作業の經營」……………松室司法大臣談……………(二)
統計	「大正七年五月中入出監並月末在監人員外三表」……………(一七)
雜纂	予は看守諸君と語る……………典獄有馬四郎助……………(三五)
	會同雜感……………一水和尙……………(三七)
	囑水餘談……………霜翰……………(三)
	浦和監獄川越分監掘抜井戸の成功并に其經過狀況……………(三四)
通信	「近畿監獄職員茶話會外四件」……………(三七)
彙報	「逃走囚の逮捕其他」…叙任…會報…公文……………(四四)

監獄協會雜誌第叁拾壹卷第七號

論說

司獄官の任務

典獄寺崎勝治

獄政は複雑繁多にして戒護、教化、保健、作業、經理、文書、會計等の職員等が孜々として執務するけれども其の完全を期することが出来ない、如此獄務は千種萬様の方面に岐るゝだけそれだけ司獄官は學問も手腕もなければならぬ、司獄官は

(1) 受刑者を檢束し戒護し懲戒感化の目的を達しなければならぬ、故に着實熱誠敏活等之れに適應すべき性格を具備するの士たるを要するのである。

(2) 獄政を處理するの任あるを以て其の手腕を有するの士でなければならぬ。

(3) 司獄官の事務は多方面であるからして諸種の學術技藝の概要に通ずるの士なるを要するのである。

歐洲に於ては検事、判事、郡市長、警察官吏をして監獄の長を兼ねしむるものあるとも兼攝せしむるは不可にして専任官たらしめなければならぬ。

(4) 司獄官は受刑者を懲戒して犯罪を絶たしめ、受刑者を感化して忠良の民たらしめ、又官吏として奉公の至誠がなければならぬ。

第一、體力の増進、司獄官は任用の當初検査をするから虚弱のものはない、併し長く其の職に在るものは活氣に乏しい様である、上長官は必ずしも左様ではない、惟ふに肉體及び精神の活動が少ないので年齢の割に早く老人の様になるのではないか、下級の官吏は一定の場所に在りて見張るのが重なる仕事であつて烈しく精神を勞することもなく又肉體を使ふこともない、例へば五里の道を三四時間に往復する、又人力車を飛ばして行く、歸宅すれば來客がある、又出て行く殆ど席の暖まる暇なく活動する人に比すれば活動の全く無い人と同一である、それ故に早く元氣を失ひ老衰するではなからうか、之れを防止するには活動的の仕事をするか、運動をして元氣を保存して老衰せぬ様にしなければならぬ、それから暴飲暴食をして身體を損するが如きことを避くるを要するのである。

第二、徳性の涵養、徳性の涵養は約四個條ある。

(1) 上官に對する心得、司獄官の上官に對する心得に服務規律及び看守の誓言に依り明にして倫理、道徳上に於ける責務も亦之れに異なる處はない、即ち忠實に正確に職務を行はねばならぬ、詳しく職務に對して親切でなくてはならぬ、上長官は廣く且つ多くの事務を執らるゝ故行き渡らざる處が有り勝

ちである、然るに上長官の過誤を其の儘看過するものもあり、又面を犯して長官と論争し恰も討論會の如き態度を執るものもある、此れ等は何れも極端に失し忠實の義務を缺くものである、上下の關係のあるものは常に禮儀を守らねばならぬ、然るに對論を爲すが如き態度を執るは良くない、之れと反對に面従腹背の行動、僞謙遜も亦宜しくないのである、即ち人を欺き己れを欺くものにして不忠實の甚しきものである、それから事務を執るには責任を以て働かねばならぬ、是れ下官の上官に對する心得の一斑である。

(2) 下官に對する心得、人には長所あると同時に短所がある、短所は之れを補ひ長所は之れを採るのが人を用ゐるの術である、又上長たるものは人を容るゝ雅量あると同時に人を知り人を用ゐるの法を知るの必要がある。

(3) 在監者に對する心得、司獄の在監者に對する場合は或は秋霜の如く、或は春風の如くならざるべからずである、即ち法を適用し法を執行するに當りては秋霜の如く嚴正でなければならぬ、之れを取扱ふには公平なるを要するものにして公平は均一と同一ではない、均一と公平とは別物であつて均一は多くの場合に於て不公平である、例へば貧富を問はず均一なる租税を課するものとせんか甚しき不公平を來すものである、彼の人頭税の如きは其の著例にして收入を基本とすれば公平になり均一にならぬ、故に公平と均一とは區別あることを忘れてはならない、それから在監者に對しては慈悲心を以て臨まねばならぬ、博愛熱誠の氣分を以て接しなければいかぬ、此の方面は温情である、春風である、

併しながら婦人の仁では感化は覺束ない、「可愛い子に旅をさせろ」の心持を以て彼等を遇するのである、春風の温情あるが故に彼等に痛い思ひをさせねばならぬ、彼等を泣かしめねばならぬことがある、それから、良習慣の養成に努力することである、良習の養成に付ては曾て詳論した如く(イ)強き決心を持たせること(ロ)機會を見出すこと(ハ)例外を作らざること(ニ)練習と努力とを爲さしむることである。

(4) 自己に對する心得、自己教育にして他人が自己を教育するにあらず自分を教育するのである、即ち修養、品性の陶冶である、之れを簡單に云へば善は何處までも行ひ假令水火の中でも恐れず斷じて之れを行ひ、惡は小なるも之れを行はぬと云ふ心掛けであつて且つそれを習慣の如くならしめ生死の境に在つても變らぬと云ふことである。

第三、知識の啓發、知能の開發は新聞雜誌其の他活動社會に於て目に見、耳に聞くもの皆其の材料でないものはない、監獄に於ても米麥、書籍、紙、石炭、材木、銅鐵、織物、日用品や下層民生活の狀態の一斑を知ることが出来る、若し小冊子を読んで科學の梗概に通ずる考であるならば其の方法もある、休暇の一部を制くのと僅少の書籍費と讀書趣味とが必要である、健全なる常識は科學を基礎とするから此の點に注意を拂はねばならぬ。

以上は司獄官の任務の主要である、而して其の權利義務は行政法學上の問題である、此の點は別の機會に於て論するのが適當と信するのである。(完)

講

演

罪質と累犯性

一、序言

文學士 寺田 精 一

本席に於て、免囚保護に關する經驗の豊富な諸君に、卑見を述べまする機會を與へられたことは、私の幸榮に存する次第であります。

こゝに累犯性と申しますのは、累犯に至り易き性質をいふのでありまして、犯罪者自らの累犯性が考へられると共に、罪質其物にも亦累犯性を考へることが出来ます。犯罪者自らの累犯性に關しては、犯罪者を研究する多くの學者が述べて居るやうに、其人の生れながらの性質と境遇とが、共に注意すべきものであつて、其何れが不健全であつても、其人を累犯に至らしめ易きことはいふまでもなく、これに反しそれ等の健全なる狀態は、其人を累犯より遠ざからしめるものであります。次に、犯罪の

性質にも種々なものがあつて、其原因や行はれ方や種類などに、著しい相違のあることは今更喋々するまでもないことでありますが、それ等の相違から、自然或種の罪質は比較的に累犯となることが多いのに、他の種の罪質は比較的に累犯となり易いといふ結果を生じ、かくて罪質と累犯性との關係には、相當に注意すべき點のあることを認めねばなりません。

而してこの罪質の累犯性が、犯罪者の稟性と境遇に因つて影響を受けることは、固より當然のことであつて、假令犯罪の性質としては、累犯となることが稀なものであつても、犯罪行為者に依つては、往々に容易に累犯となることがあり、又假令犯罪の性質としては、累犯に至ることが多いのに、犯罪行為者に依つては、往々それが特殊な事情の起らない限りは、累犯に至らないといふこともあります。但し本日は、この兩方面を關係せしめた廣い範圍で、累犯性をお話いたします餘裕もありませぬから、只後者即ち罪質と累犯性の關係を、極めて概要な點に涉つてのみ述べることに致します。但し私の研究は甚だ淺薄なものでありますから、豊富な御經驗から諸君の御教示に接したいと思ふのであります。

二、受刑と累犯性

犯罪の累犯性を考へます上に、先づ初めに注意すべきものは、申すまでもなく受刑といふことです。尤もこの問題は刑事政策に關する究極の問題であつて、よく一場の講演を以てこれが説明の

盡さるべきものではありません。けれども免囚又は刑の執行猶豫を受けたものなどが、累犯をなす上に最も關係のあるのは、大凡次の諸點といふことが出來ます。即ち一は精神上の不健全、二は身體上の不健全、三は無職、四は悪友、五は危機に富む職業、六は社會の酷遇、七は出獄の時期等である。其他犯數と刑期とは、これに附帶して注意すべきものである。

而してかゝる條件の各が、受刑といふことで、何處まで減せられるか、又は何處まで増されるかは、要するに受刑と累犯性との關係を明かにするものである。けれどもかゝる條件は、著しく個人的差違を有するものであつて、これを一概に考へることは出來ません。近時個別的處遇の重要視さるゝに至つたのは、畢竟上述の各種の條件が、各の犯罪者に依つて同一でない點を認めらるゝに至つた所以で、免囚保護の根本も亦この點に發達すべきは、諸君の既に御承知のことと御座います。

固より私は、本日これ等の條件の各に涉つて述べるものではありませんが、何れの犯罪者にも共通したことで先づ興味あることの一つは、犯數であります。私の調査したところに據れば、犯數の多いもの程、累犯に至り易い傾向を有して居ます。即ち出獄後三ヶ月以内に再び犯罪行為を敢てするものは、一回のみ受刑したものは、百分中二九・四パーセント、二回目の刑を受けたものは、百分中三九・二パーセント、三回以上の刑を受けたものは、百分中四五・七パーセントといふ關係になつて居ります。こ

れで以て觀ましても、犯數の多いもの程累犯性を有することの多い點は明かであります。出獄後百日も経たぬ中に、三犯以上のものは約半數が既に犯罪行為を繰返して居るのであつて、頗る注意すべき點であります。最も犯數の多いものは、上述の各種の條件に支配されて居ることが普通のものより著しく、其爲め自然に犯罪を爲し易い状態となつて居るのでありませうが、少くも受刑と累犯性を關係せしめて考へる上には、犯數は主として注意すべきものであります。

但し犯數の數回重なつて居るのでも、單に保護者なきが爲めに、容易に犯罪行為を敢てするといふやうなものも少くありません。換言せば稟性の不健全よりも、寧ろ境遇上の不健全なものゝ如きは、適當な保護者があれば、大體累犯性を少からしめるもので、免囚保護上最も効果の見られ易いのは、かゝる性質のものであります。けれどもかゝるものも放棄して置けば、累犯性を多からしめるものであるから、免囚保護事業の機關が小規模であつて、多數のものゝ收容されぬ場合には、先づかゝるものから、保護を始むべきことゝ信じます。但しかゝる者の識別は、彼等に關する各方面の精細な觀察を以てしなければ、これを十分になすことの出來ぬのは、いふまでもありません。

以下私は、罪質と累犯性を觀察するに當つて、犯罪の起るに際して注意すべき主なる方面の二三を述べて、それに依つて罪質の累犯性を述べて見ようと思ひます。

三、初犯時と年齢

吾々が吾々の日常生活を觀察する上に、最も深い關係を有し、又何人にも忽にならない條件の一は年齢であります。いふまでもなく犯罪行為も、行為者の年齢に因つて著しく異つた關係を持つてゐます、其最も注意すべきは初犯時の年齢であります。

總てこの罪質を總括して見れば、初めて犯罪をなすものは、二十歳前後に於て最も多く、それから年齢と共に漸次に減少して居る。これ即ち二十歳前後が、最も犯罪に至り易き危険性を持つて居るのを示すものである。けれどもかかる關係は必ずしも罪質に依つて同様ではなく、各其特徴を有してゐます。

即ち私が男子の犯罪者に就いて述べましたところに據るに、窃盜の初犯は、二十歳前後に於て著しく多く、年齢の進むと共に急劇に減少してゐます。然るに強盜の初犯は、窃盜のやうに二十歳前後に於て最も多く現はれるけれども、年齢の進むと共に其減じ方が窃盜のやうに急劇ではありません。

次に詐欺と横領と文書偽造との初犯は、頗る相類したもので、上の窃盜や強盜とは、初犯としての現れ方に頗る相違があります。即ち横領は、二十歳頃より二十五六歳頃までに最も多く、これより年齢と共に次第に少くなつて、三十歳四十歳との中間頃で一時期再び幾分の増加を示し、これ以後は漸次

に減じて居ます。詐欺も、これと殆んど異りません。即ち詐欺横領は、二十歳頃から二十五六歳頃まで、三十歳と四十歳の中間とで、これを犯し易い性質を有して居るといはねばなりません。文書偽造の初犯は、これと稍相違しまして、其初犯として現はれるのは、二十五歳と三十歳との中間頃は最も多く、これ以外は年齢と共に漸次に減少して居る結果を得まして、前二者のやうに二度目に特に多い事實が見られませんでした。即ち文書偽造は、詐欺や横領などよりも、年齢の多き時に其初犯者が多いのであります。これは犯罪の性質から推しても、そうかと思はれます。

以上述べました罪質と著しい相違のあるのは、賭博であつて、其初犯として最も多く現はれて居るのは、三十五歳前後であります、但しそれより前に二十七八歳頃にも一時多く現はれてる時期があります。即ち以上の罪質と異りまして、初犯として現はれることの最も多いのは、三十歳を越してからであつて、窃盜・強盜や詐欺・横領・文書偽造のやうに青年の時期ではないのであります。

かくの如くに、罪質に因つて初めて犯罪に至る年齢が著しく相違してゐますのは、いふまでもなく罪質と行爲者の心身の状態から起るものであつて、その種の關係は、既に犯罪を行つたものに就いても、亦注意すべき點であります。換言せば、累犯に至る危険性は、年齢と罪質とに因つて相違するものといはねばなりません。(未完)

譚 議

監獄作業の經營

松室司法大臣談

一、監獄作業に發展の

餘地がある

監獄作業が近時一般に非常の進歩を見るに至つたことは顯著なる事實である試みに之を數年前に比べて見るならば、今日は前收入額の一倍を越へて居り、そうしてこの物價騰貴の時節にも拘はらず、既に在監人費を優に償ひ得る監獄すら、追々殖え來るの實況を見ては司獄官の勞を多とし大に國家の爲めに喜ばざるを得ない、之に就ては當局大臣として前に會同典獄に訓示せし所もあつたが此問題は時節柄殊に講究を要すべきものかと思ふ

のである、何となれば勞作が人道上の大本なるのみならず、國策の一端から考へて成るべく監獄作業を利用して、國家の歳計を輕減するは當然であるからである、然るに長足の進歩を見るに至つた今日、之は最善の道を盡した結果であつて、即ち達すべきに達し進むべきに進みたるもの、最早之れ以上進歩發達せしむべき方法はないであらうか、假令ありとしても开は行刑の主義を案る域に迄侵入の恐れあるであらうか、之は一寸考ふべき問題のやうでもあるが、併し鄙見によればまだ今日の有様にては、更に左様の心配はないのみならず、大に發展の餘地はありと認めざるを得ないのである、开は多く辯する迄もないことは即ち勞銀に於て社會の其れとの懸隔非常にして、如何に監獄側に割引すべき幾多の事情があるにしても、餘りに其差の甚しきことは云ひ消することの出來ぬ事實である、殊に工場敷地道具の如き果ては管理手數の面等に至る迄之を精密に計算の中に入れ

る時は、我に損ありて彼に利あること見易き道理かと思はれる、唯だ恐るべきは舊來の習慣の事である。云ふのは未だ世の進歩せぬ間は懲役人と云ふ名を忌み嫌ふ風習もあり、監獄側にも方法も備はらず行刑の智識も足らぬと云ふ實況よりして此にも需用供給の原則は行はれ常に餘義なくせられては、監獄側の敗となり而して請負人の踏み付を甘んぜざるを得ざる歴史上の慣例にてあつたことである、斯かる舊慣上の桎梏から作業が解放されて時勢に相應せる有利の經營を見るに至るは、之は今日の監獄首腦者に餘程卓抜な見識と斷乎たる決心を要する所以であらう。

二、作業は行刑上の要素である

特に辯ずる迄もないが元來自由刑の本旨として人の人たる性格を傷けず否之を傷げざるのみか、其性格を更に完全に導き有用なる市民として社會に復帰せしむるが、當然であつて見れば此に行刑

上の教養なかるべからずである、既に教養の必要があり教養なければ行刑も亦た無意味にするが至當の道理なりとすれば、作業の如きは即ち人世の眞意義を教ゆるに唯一の必要課程と謂はなければならぬ、而して开が有利有益の作業に非ざれば之を教ふるに足らないものであるは勿論のことである、何せなれば徒らに無益無効の勞作にては之れ能率徒費を強ゆるものであつて、斯くては天道に背くの誹を免かれぬからである、前に何處へ迄も有利有益なる完全の作業を課すを以て、行刑の本旨に叶ふものと謂はなければならぬ、然るを動もすれば作業を重んじて有利有益なる經營を爲さんとすれば、さも行刑の威嚴を殺ぐかの如き鬼胎を懷く傾きがないでない、が之は如何に囚はれたる一種の偏見である、彼の單純なる規律勵行など云ふ言葉の下に無意味の拘禁法を事とするが如きは最早や時代後れの窺見たること氣付かずしては濟むまいと思ふ。

三、監獄費は自給自足を

本旨とする

利用厚生は固と文明諸國の通則であつて、凡ての事皆此原則に由つて經理せられずして可なる所以のものがないされば犯罪人の如き他人の財を掠め家を焼き人を殺し、其他國家社會に損耗をかけ而かも彼自身を不生産的に陥らしめ、従つて國家の費用を消耗すること莫大なる者をして、更に生産的に自勞自給せしめ、以て其失費を補ふが如きは縱し全損を償ひ能はざるも、之は又たセメテも利用法と謂はねばなるまい、俗に所謂泥棒に追錢にては愚も亦た甚しい次第であるし、兎も角も自給自足主義は行刑の本義に戻る譯でないのみならず、自ら蒔いて自ら刈るは天則の道理、之を萬事に適用して決して闕へあるべきものでない、故に本來から申せば自給自足どころか、モット奮勵努力せしめて以て彼等の國家に負ふ所の全負債を償

はしめるが、當然と云ふべきであるから、此點から考へても監獄作業の增收を謀るは目下の急務と謂はなければならぬ。

四、士族の商法では失敗である

作業經營は固より打算主義でなければならぬ、處が監獄官吏はいかめしい行刑官だと云ふので、腰に佩劍あり身に制帽制服の固めありて、如何にも商人的折衝に適せず又た損益打算の感念にも乏しい、此處が所謂士族の商法になる所以でもあらう、あらうが此處が果して其働の打算主義と官僚主義(若しありとせば)との使分の出來ぬ處であるのか知らぬけれども、理論として素より出來ぬ譯のるあべき筈がないのみならず、實際は唯だ人物の才幹如何に由ると云ふの外はないと思ふ、而して其才幹とて之を鍛練して何人にも養成せられぬと云ふことはあるまい、要するに此打算主義も亦た之れ職分中の要務なるを思ひ、深く此に工夫を

凝らし大に習得せんと心の掛さへ、熱く有しなば決して不可能事でないとは明かである、されば果して斯く迄に心の掛の厚い人があるや否や、全く問題には此に存するのであつて、彼の士族の商法など云ふ失敗の標語ある所以のものも、畢竟不注意にして心の掛の悪しき人のことで、言換ふれば頭のなき人のやり方を云ふたものであらう、兎角役人は威張るところから先きにする、而かも何の役にも立たない所謂空威張りをするのが、考の浅い小役人に多いものである、處が如何なる場合にも威張る氣があつては最後の勝利は得られぬ、況して打算の折衝に於てをやである一體賢明にして遠謀深慮ある人は決して空威張などするものでないが、愚にして考への無い人に限つてよく之をやるものである。

五、頭のある人物が要る

作業の發展策は色々あらうが、何仕事でも先づ

人だと云ふやうに、殊に之には働きのある人物が第一であることを認めねばならぬ、頭のある人物とは何かと云ふに先づ頭腦明晰で、相當の識見を有し利害損得を見るに敏く、而して經營企畫の才幹もあり加ふるに熱誠事に當る如き者である、斯る人物を以て作業部の適當なる場所に宛てはめるならば、作業は振興せざらんとするも能はざる勢ひになつて来るに極つて居る、勿論斯る人物を得ん爲めには相當の待遇を與へねばならぬ、前に給料の如きも思切つて與へることである、他方に作業の發展を期しながら、若しも是等の待遇のことに吝なるに於ては、之は又た不合理の至り無理の注文と云はざるを得ない、而して又た之に止まらず彼の授業手なる者の精選を慎み、即ち優良の人物を擧げて厚遇優待し且つ成るべく多くの人員を採用して各種の技能養成上に不備不足あらしめぬやうにすることである、是等の點に就ては固より當局に於て必ず考慮されつゝあることだらうが如

何なる事業にても資本を投せずして利益の上らんとを望むは、緣木求魚の類であるから、宜く本原則に従ひて先づ大に資本の投すべきものは之を投すべきである、さらば其原則に従つて亦た大に利益の回收さるべきは當然であらう。

六、結局典獄其人の

働き如何にある

上の好む所下之れより甚しからざるはなしとあるやうに、上典獄にして意を茲に用ひ趣味を茲に持つに至らば、下職員各々其事に全力を傾注し其趣味を同するに至るは明かである、故に作業經營上の事にしても先づ典獄が大に意を用ひて努力する所がなければならぬ、即ち典獄にして能く細事に迄注意して来るなれば、其部下各員は皆な活動せずして居れるものでない、例へば工業素品の購入方法のこと、製品賣捌方のこと、請負業契約のこと農産物増收のこと並に又た其細目に渡りて

は貯財製材若くは農産培養製肥等のに至る迄、皆講究の一大題目たらざるはないのであつて、此邊の事に迄典獄が能く注意して研究するに於ては其利益の容易ならぬものは云ふ迄もなく、部下の督勵上亦た多大の効果あるは明かであらう、試みに愚案の一端を述べれば例へば工業木材を買はんとするに御料局や小林區署に交渉して廉價讓受を謀り、若くは出來得べくんは吏員を派して山元買出を爲し、之を製材しては乾燥貯材と爲し、以て諸方の製作注文に應ずる準備を早くより爲し置く用意がなければならぬ、何事でも豫め素品の準備なくして、而して注文あるに臨みて遽だしく市中を搜し廻りて買上げるやうでは決して商買になつたものでない之は一例である萬事が皆なこの遣口であつては所詮發展の望もありやうがないのである又た農事にしてもが種子の下ろし方とか煉炭肥料の製法とか色々の問題があつて、若し之等の研究が行届くに於ては、一反歩の如から二反歩或は

[illegible]

大正七年五月末日現在受刑者刑名表

(△八減)

松 德 高 松 三 長 福 大 佐 熊 宮 鹿 冲 函 札 樺 十 網 總

兒

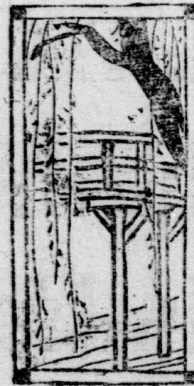
[illegible]

大正七年五月末日現在在監受刑者罪名表

(△減)

[illegible]

積領	贓物ニ關ス	毀棄及ヒ隱匿	通貨偽造	文書、有價證券偽造	印章偽造	偽證及ヒ誣告	偽變姦淫及ヒ重婚	殺人	嬰兒殺	逮捕及ヒ監禁	墮胎	公務執行妨害	逃走、犯人藏匿及證據滅滅	放火	住居ヲ侵ス	略取及ヒ誘拐	其他										
二、六六八	九一四	四三	一八二	一、二六三	三五	九九	五七	四〇二	一、七〇二	二、二七一	三四	一五	四二	六五	四四	三三	一、一四〇	二二	九〇	二三八	二、〇三八	五、三、三六三	五二、五四九	四八、九四二	八、一四	四、四二一	
四〇	三五	三	三	二二	二	二	一四	二五	一七五	一四三	九八	一四〇	六五	四四	三三	四〇	一、四〇五	二二	一三	二二	二一	二、〇三八	五、三、三六三	五二、五四九	四八、九四二	八、一四	四、四二一
二、七〇八	九四九	四三	一八五	一、二八五	三五	一〇一	五七	四一六	一、七二七	二、四四六	一七七	一五	一四〇	六五	四四	三三	一、四一〇	二	一三	二二	二一	二、〇三八	五、三、三六三	五二、五四九	四八、九四二	八、一四	四、四二一
二、六九六	九二〇	四二	一八四	一、二六五	三四	九六	五三	四〇六	一、六五八	二、四二八	一八三	一九	一二四	六七	三六	四〇	一、四〇五	二	一三	二二	二一	二、〇三八	五、三、三六三	五二、五四九	四八、九四二	八、一四	四、四二一
二、三七五	六九九	三三	二〇八	一、二〇七	三六	二〇	八〇	三三一	一、五二三	二、三四八	一六三	一五	一〇六	五八	三一	一八	一、三六五	二	一三	二二	二一	二、〇三八	五、三、三六三	五二、五四九	四八、九四二	八、一四	四、四二一
二	二九	一	一	一	五	四	一〇	六九	一八	六	四	一六	二	七	八	五	三	三	三	二	二	二、〇三八	五、三、三六三	五二、五四九	四八、九四二	八、一四	四、四二一
三三三	二五〇	一〇	二三	七八	一一	一一	二二	八五	二〇四	九八	一四	〇	三四	七	一三	一五	四五	三	三	二	二	二、〇三八	五、三、三六三	五二、五四九	四八、九四二	八、一四	四、四二一

[illegible]

雜

雜纂

予は看守諸君と語る（十五）

典獄有馬四郎助

我が親愛なる看守諸君、諸君は自治の精神と行刑の關係に就き如何なる考を有し居らるゝや、予は之に對し諸君と共に篤く勘考する所あるも亦た決して無用の業に非ざるを信する者也。

或は曰く是等の問題は最早陳腐に屬し今更勸考するにも及ぶまじと、然り之れ全く新しからざる問題にして、今こそは自治制など稱へて米國邊にては頻りに持囀さるゝものとなつたりとは言へ、實は我が帝國獄政に於て獨立獨行自主自立の民を造くるが、行刑制最後の目的也と主張し來りしは決して昨今のことに非ざる也、即ち其主張たるや之れ取も直さず自治制の主義目的と其主旨同一に

して、結局何等の差異あるに非ず、唯だ異なる處は其目的を達せんとして、採る所の方法順序にあるのみ、故に今日より之を觀れば陳腐なること洵に論者の言の如しと雖、然れども悲哉未だ我國に於ても之が主張の實現せらるゝに至らずして、遺憾なく其目的の達せらるゝ迄には、前途甚だ遼遠也と云はざるべからず、果して然らば縱し事陳腐に屬するとは云へ、今更勘考するにも及ぶまじと爲すが如きは、之れ亦た迂遠の甚しきものに非ずや。

予輩の考によれば從來主張し來りたる獨立獨行即ち自治の精神は、今日の遇囚上に於て大に彼等の人格を認め、而して社會の進歩と人智の發達に鑑み根本的に改良する所なくんば、之を扶殖涵養せんこと得て望む能はざるを痛感する也、蓋し完全なる自主自立は人類本來の特權にして、彼の人類の發達進歩と謂ふも實は唯た之を目當に向上することのみ眞個の意味あり、故に人類の進歩は文

明を意味し、文明の進歩發達は又た人民の自主自立を意味すと云ふを得べし、されば近時米國に起れる自治制なる新主義も(義に云ふ)治獄上多年の經驗を経たる結果なること勿論と雖、亦之れ文明進歩の道程に於ける時代思想の一產物也と謂はざるべけんや。

近時我國に於ても時勢の推移に伴ひ、倍々自治的精神を行刑主義に加味して、教養感化するの必要起り來れるは確かなる事實とす、切言すれば今後の社會に處しては、堅實なる自治の精神に由るに非ずんば、人は到低犯罪より救済せられざる也若し夫れ彼の「知らしむべからず由らしむべし」主義を墨守して、今日猶ほ舊式なる他働的若くは注入的の遇囚法のみを執つて以て動かざるが如きは、之れ人を奴隸にし其卑屈心と無氣力を以て忠實又は柔順也と爲すものにして、謬見も亦た極まれりと謂はざるべからず、斯くては眞に國家に忠誠ある一個獨立の臣民は獄政の下より生れ出ざる

べし、謂ふ勿れ自治の精神發達すれば人は皆々我儘になり御し難くなると、然らば今日の立憲政治は如何に市町村自治制は如何に、其他現行の民法商法の如き法律は如何に、悉く皆な之れ個人の權利自由を極度に迄確保尊重せられざるなきに非ずや、兎も角も第一に人を犯罪より救済せんには、唯だ夫れ自治の精神に由るの外途なきを如何。

自治の精神とて之を平凡に云へば、自分の事は自分に始末すると云ふに過ぎず、他の言葉を用ふれば自分の良心をば自分の王者として權威あらしめ、而して凡ての我儘は自から抑制し、敢て他の干涉を煩はざるやう何事にも良心の命に服従するを云ふもの也、されば此精神を扶殖せんには先づ以て、彼等受刑者をば何處迄も人として取扱ひ而して苟くも其人格を無視せざるにあるべし、勿論此の如きは何人も熟知する所、敢て他の進言を俟たずと言はんも、予輩の之に對する答は、其所謂人として取扱ふ事、并に人格を無視せぬ事とは

何ぞや、希くは此一事を再考せられんことをと云ふにあり。

更に予輩をして之を言はしめんか、予輩は唯だ一言あるのみ、曰く彼も人我も人彼と我とは其人情に於て義理に於て、將又性格に於て何等の差異あるに非ず、只だ或境遇の爲めに人爲的形式により、不幸受刑者の身分となりたるに過ぎず、決して事實上の人非人には非らざる也と、即ち吾人は先づ此觀念と理解を持ち、而して後彼等に對するならば從つて同情の念も湧き、慎重の心も起るべきは當然にして、茲に初めて其人格を認め人として取扱ふことも、又た國民として教化すること、共に可能たるを得べし。

○會同雜感

一 水和尙

草深き田舎より一筆申上候表題は大層なものに候へ共内容は御覽の通り田の畔の青蛙が入梅前の

怪しき雲行を眺めて譯の分らぬことを鳴き立つる位にお思召し被下度候。

一、本年の會同に於て大に嬉しく感じ候は監獄狀況報告を各地方に於て一括したることに御座候前回の如く各典獄の卓説と詳細の事情とを聞くを得ざりしは甚残念に存候も全監獄を通じ簡單にして而も要領を得たる報告を承るを得しは時候柄甚氣持よく感じ申候お蔭にて前回の如く短會期中比較的長時間を少數者の報告に費消するの不利益と睡眠と悪闘するの苦痛を免かれ申候今後に於ても特別の場合の外は今回の方法に依られ度尙報告事項及諮問事項を豫告せられんことを祈るものに候さすれば報告答申は更に要領を得申すべきかと存候。

二、會議の時間内に於て監獄局長が各典獄と面會する方法を採られしは會期との關係上或は便宜上の變則なりしやとも存候へ共我々會同者は一方に於て全部の者が監獄局長と親しく面談するを

得地方に於ては非番の間各典獄と懇談するの機會を得非常に便宜を得たりと信するものに御座候。

三、從來在監死亡者の追弔會は催され居りしも在職死亡官吏を追弔する機會なく豫て遺憾に存居候處今同盛なる法會の營まれ候は最も嬉しく感じたる事柄に御座候吾人は平素部下を督勵するに一身を犠牲に供して職務の爲に盡すべきを以てし而して一度其職に斃るも一般法規の規定する以外何等之に報いるの特別方法は無之次第に御座候直接部下を統率する吾人の遺憾は決して輕少には無之候物質的慰藉の方法なしとせば切めては精神的にても何等かの慰安方法望ましく積極的には警察功勞章の如きものを制定するも可なるべく又職に斃れては死後一年に一度位一片の供養致し候ても可然かと存候今回の追弔會も結構なれど尙當局に於ても相當考慮せられて敢て靖國神社や警視廳の彌生神社に眞似すとも決して雲煙過眼せざる事實を明にする様希望致候。

四、吾人が召集せられて一年に一回若くは二年に一回上京するは素より別に會同の目的之れあるが爲めに外ならざるは勿論に候へ共吾人は田舎生活爲すものに御座候日進月歩の都會地生活者より常に物心兩界に於て時勢に遅れつゝあるものに御座候而して監獄行政は机上や紙面の上のみにては解決し得るものに無之實社會と寸時も離れ難きは勿論のことに御座候此點に於て吾人は上京の機會を利用して進歩したる各方面の實地視察を希望するものに御座候其爲め日程を追加して會期を延長するのは是非如何は存じ申さず候へ共少くとも如上の點に付て當局が成るべく好意を持たれんことを祈る次第に御座候。

五、過去の會同に經驗少なく或は誤れるかとも存候へ共小生の淺見に依れば本年は司法大臣以下當局に於て監獄事務に就き特別に御注意相成候様に見受けられ甚嬉しきことに存居候監獄事業が如何に困難にして吾人が如何に其困難と戦ひつゝあ

るかにつき十分精察せられて尙此上とも監獄行政に關し御理解あらんことを祈る次第に候。

六、監獄局長の注意事項中免因保護事業に就き近頃不熱心の傾向ありと云ふ一事は我々田舎者には耳新しきことに甚意外に存候然し果して其事實ありとすれば吾人關係者は大に反省努力を要する次第に御座候但し一面に於て該事業が現今の如く單に一本調子に督勵するのみを以てして人心果して倦まざるべきか又其進歩すべき可能性が少しも停滯することなきを得べきか一考を要することかど存候吾人の見るどころにては起源の新しき割合には該事業は他の社會的事業に比して成績決して遜色なきのみならず寧ろ優良の成績を示しつゝあるを信するものに御座候而も該事業が目に見えて振興せざる所以は元來事業の性質が陰性にして地味、困難なる割合に効果顯著ならず而して該事業の精神を普及せんとせば相手は少實に非ずして衆愚如何に机上の名論卓説を提げて天下に怒號す

るも實際に徹底せしむるは頗る困難に御座候場合に依りては事業關係者の功勞あるものを表彰するが如き形式的の手段にても採り天下に該事業の活きて存することを知らしめざれば他の忙しくして而して效果ある事業に淘汰せられて形を失ふに至らんことを虞るゝものに御座候。

七、次には同じ注意事項中吏員の補充難につき個人能率を増進すべき義に御座候時局に對する物質的技術は當局に於ても極力盡力せられ吾人大に其勞を感謝すると同時に此上は各員精神的に於て大に時局の影響と戦ふべき決心を要するは勿論の義に候但し當今に於ける吏員補充難の原因は物質的の關係に御座候人心的腐敗精神的墮落に候はんも之が事實に御座候然るに他より物質的満足を得てゐる人物を奪ひ去るに單に精神的督勵を以てのみ對抗せんとするも其は殆ど不可能なる程世人は懶巧に相成居候孤忠を守る殘留の吏員は如何様にしても精神的に督勵して能率の増進を圖るとする

も此上少しにても優良の人物を收容して今後益繁多なるべき斯界の改良を圖らんとするには尙物質的方面に於ても相當考慮を費すの必要有之かと存候然らざれば補充難は倍て措き現員維持さへ困難と相成ることかと存候況して人物の品質低下するに至りては能率の増進も随分困難なる問題と相成可申候。

八、次に吏員教養のことに候良吏を養成し其能率を増進せんとせば先づ其基礎、教育を完全にすること其第一義に候然るに現在に於ては看守所の如き各監獄に於て不完全なる教習を施して其後は専ら劇務に従事せしむる有様なるを以て初めより能率低くして漸次低下し僅かに各自の日々従事する狭き範圍の事務に機械的練習を積むに過ぎず一度勤務を替ふれば又初めより練習せざる可らず其は監獄の一般事務を理解し居らざる爲めに候即基礎教育不十分の結果に候此看守所教習に就ては先回上田典獄より意見有之大に賛成に候尙進んで第二期

教習も必要と存候目下の監獄官練習所は結構なるも看守所を一通り教育するに百年を要し申候敢て警察教習所の觀に倣ふ次第には無之必要なことは事實かと存候當局に於ても相當御配慮の様に見受けられ候も其實現の一日も早からんことを祈る次第に御座候。

九、今回會同の際配付せられたる書類中指紋原紙検査成績表を一見するに過半は不完全なるものゝ如くに見受けられ候斯くては各監獄の検査分類は殆ど價值なき仕事と稱するの外無之其原因の如何は一向不案内のことに候へども少くとも検査に従事する吏員の教養練習不十分なる次第も有之べく何分技術に屬することにもあり一片の通牒訓令にては徹底し難きことかと存候此亦何ぞか講習の方法無之のものにやと存居候。

十、監獄協會總會に於ける泉二博士の講演は至極結構に拜聴致候其中の一節なる不定期刑に就きて一言致度候小生は豫てより不定期刑に就て考へ

つゝあるものに御座候現行刑法が舊刑法より刑の量定範圍を擴張せられ候は不定期刑に一步を進めしものども見得べきものかと存候行刑が復讐懲戒の意味のみに非ずして改過遷善を以て大なる骨子なりとし犯罪人が傳染病患者の如く社會より隔離すべきものとするならば初より之に期限を附することの誤れるは明なることに候然し理論上不定期刑を可とするも其採否如何は各方面の關係に於て尙考慮を要すること勿論に候然し世の學者は既に研究を重ねて不定期刑の採用すべきや否や採用すこせば如何なる時期に於て又如何なる條件の下にすべきかといふ如き問題は可なり解決に近きものと愚考罷在り候然るに博士が單に不定期刑を説明せられしに止め其以上進みたる意思を示されざりしは或は講演の順序としては已むを得ざりしならんも吾人は復たとなき機會を失したるやの感有之甚心残り致され候犯罪人の惡性は刑の宣告のみにては匡正し難く監獄行政に待たざる可らずとし且

又傳染病者の如く全治するか死亡するか其迄は隔離するを合理的のものとするならば監獄は今以上有意義のものとなり監獄は小監獄たらざる可らず吏員は大人物たらざる可らず監獄を改良し職制を改革し監獄空前の革命に達著すべしと雖も從來の如く前科者が幾度となく出入して常に社會に不安を與へ官憲の手を煩はすといふ如きこと殆ど皆無となるべく免因保護事業の如き範圍は極めて狭くはなるも而も有效なる結果を得べく現在免因保護事業の困難にして又必要を感ずる大半は改心せざる前科者が出監する故に候監獄事業が改過遷善に在りとすれば不定期刑は最徹底したるものに相違無之只現在に於て假出獄の制あるも假留置の制なき有様にては前途尙遠遠のことに候。

十一、幼年監獄狀況報告の一件に候小生の如き不敏なる田舎者は何處の幼年監に如何なる制度が實施せられ居るや詳細のことは存せざりしに今回には委曲の報告に接し大に利するところ有之候然し

其報告するところに依れば採點主義にせよ階級主義にせよ皆其成績を良好なりとして其主義を謳歌するに止まり吾人の期待したる各主義の長所短所並に兩主義の比較研究に至りては小生の不敏途に何等感得するを得ざりしは甚残念に存候今回は報告の材料も勿論不備なりしことに有之他日何等かの機會に研究の結果を発表せられんことを希望する次第に候。

十二、最後に一言致したきは過去の會同に於て隨行の職員は各關係者相集りて決議協議等試みたることあるやに聞き及び居候近年一向其試み無之却て無聊に苦しみ居りし様に見受けられ候専心主人の行動に注意し居りて他を顧るの暇なしと言はば夫れ迄なるも折角各方面より相會し話したきことも聞きたきことも有之ことと存候間肩の張らぬ程度に於て何とか時間の利用方法は無之ものにや敢て一考を煩し置きたきものに存居候。

○嚼氷餘談

霜

翰

□陰雨 霽れて苦熱至る、炎威赫々として流汗淋漓殆んど飢底に座するが如し、夫れ如何にして此熱界を凌ぐべきか、既に此苦境に瀕すること四十餘年、予に妙案なく又奇策なし、只例年の如く一塊の氷を碎きこれを嚼むに過ぎず、談論風を生ずるも、議論沸騰、綸言汗の如くんば名說卓識も擲すべき涼味を齎らすに至らず。

□趣味 に没頭するは苦熱を忘るゝ所以なりと、これを以て酒家は夕顔棚の下涼に屢手酌の暑氣拂なるものを試み、聊か最善を策す、敢て不可なりと爲さず、或は又樹茂り庭廣く奇麗に掃除して打水したる椽先に圍碁將棋を闘はせ居る唐公宋氏も亦確かに忘暑の人なる可し。

□說者 曰く、暑氣の八十五度に驚き、三伏の九十度に魂消え、これを鎌倉に避け、或は輕井澤

に走り、其生活の中心にして修養の本據たる自

己の住宅を空虚として顧みざるは不人情なり浮薄なり、人は風土に應じて生る、其國の夏に落け其國の冬に冰るが如き粗製濫造の者なりせば如何ぞ能く戦後の經營に當るを得んやと蓋其言頗る諷刺を帶ぶと雖も未だ涼味の一掬に至らず。

□海濱 に成金熱吹き、温泉に虛榮病蕩ふ、共に避暑を語るべからず、田舎の百姓家を借り妻子一族を伴ひてこれに移り、山を越え川を涉り海に泳いで心身を養ふ此家庭の旅行こそ經濟的にして且有益なる避暑の方法にあらずや「涼しさは日の落ちかゝる海の上」「沖の夕日の霽れ渡り、涼風天外より吹き来る濱邊、此處には成金の風來らずして一家老幼ひた／＼と打寄する波に其足を洗ふ、これ避暑の上乗なるもの。」

□取殘 こされし吾等は帝都の中央に紅塵を浴び熱鬧を闘ひ、容易に其終熄を窺ふ能はず只時に夕立なる天祐在て九死に一生を得るのみ「夕立

や法華馳け込む阿彌陀堂」電光眼を射て、雷聲耳を劈き、既にして疾風一陣、白雨盆を覆すが如し、須臾にして雨晴れ雲散し、萬物皆浴を生ずるが如く、綠樹は更に一層の緑を増し、幽致滑艶、茲に於てか涼味掬すべし。

□夜店 の植木と絞の手拭とは濡るゝに依て涼しさを増すとは共に争なき事實なるが如し、夜店の草花は驟雨に逢へる喬木の如く漏斗に依て灌がれし水は葉梢より淋漓として滴り、これを眺めなば涼風は腋下より生せん、絞の手拭、助六式の阿兄に依てこれを軽く肩にせらるゝ時水際立ていなせに、新緑したゝるか如く、大向をやんやたらしむるは予の贅言に俟たさるゝところなり

□通信 上の避暑と云へること近年頻りに流行す其豪勢を誇らんが爲め、若くは徒に其景氣を作らんが爲め、通信の上に文章の上に、高山大澤を跋渉し時に豪遊を試みたるものの如く或は又風光明媚の勝境を逍遙して雅情を獨占せるが如

く通信し、友人を欺き世間を詐るの徒あり、これ云ふ迄もなく虚榮に基く一種の社會病にして其熱は勿論百度に近かりるべし。

○浦和監獄川越分監掘抜井戸の成功并に其經過狀況

浦和監獄川越分監に於ては夏季に至れば井水減量し殊に少しく早魃に逢へば著しく減水し橋内に掘井戸六ヶ所あるも甚だ困難を感ずることありて大に之を憂慮し自井典獄着任以來之が方策を廻らしたる結果掘抜井戸の鑿穿を試みんと企てたるが同地方には掘抜井戸の成功したるもの極めて少く從て之を企畫するもの極めて稀なる狀況なるも同附近村落等の低地に於ては掘抜井戸の噴出し居るものあるを以て分監敷地と雖も必ずしも成功を期し難きにあらざるべきを思ひ殊に受刑者の勞力のみが主たるものなれば多少年月を費すも成功を期せんとの精神を以て其鑿穿を試むることと爲し專

門の指導者なきも曾て甲府監獄掘抜井戸作業の狀況を知れる元同監獄に在動したることある看守部長及營繕授業手等幸に分監に奉職し居るを以て之に調査せしめ大正四年四月之れが試穿の認可を仰ぎ施業用具は別に費用を支出せず不用の古鐵其他を用ひ分監に於て製作し同年五月一日之れに着手し爾來種々の困難蹉跌に遭遇し殆んど望なく斷念せんかと思惟せしことなきにあらざるも之れに挫折することなく不撓不屈繼續して工程を進めたるに熱誠努力の効果空しからず遂に着手後實に三年二ヶ月を経たる大正七年七月二日掘進百二十間半にして清水の噴出を見るに至れるは寔に欣快に堪へざる所なり今茲に其偉功を記し併て一般の參考に資せんが爲め始業當初よりの經過及び費用等を左に掲記せん。

(一) 開始より成功までの總年月
大正四年五月一日より大正七年七月二日まで滿三年二ヶ月

(二) 鑿穿の經過

前記の如く専門業者を備入れず分監勤務の看守部長及營繕授業手等指導の下に總て受刑者を使役したり此工事に通有の故障なる鑿錐の粘着折損或は坑壁の種々なる障礙に因り數十間掘進しては廢坑の止むなきに至り坑を換ゆること五回に及びたり而して當初成年受刑者のみ六名を使用したるも彼等は長年月に涉り他の工事の如く日々成工著しく眼に視ゆるものなく又確定せざる結果を俟つものなるを以て彼等は趣味なきに倦厭する狀況にして督勵最も力むるも動もすれば轉業を願出づるものあり或は看守の目を盗み故意に障礙物を井中に投入して之を挫折せしめんとしたることあり依て後には成年受刑者は指導の格にて一名とし他は少年受刑者を使用したるに少年受刑者は珍らしき作業を好むの少年氣質より殊に成年者の失敗したるものを自己等に於て爲すの功名心より大に趣味を以て之に従事

したり斯の如く鑿穿の中途に於て或は鑿錐を地中に取られ又は籤竹の切斷等最も困難に遭遇したるも典獄は飽迄成功を期し分監長亦頗る熱心に之に當り地方の掘抜井戸を有する者を訪問して親しく視察し附近に専門業者あることを發見し之れに意見を叩く等百方速成を期し大正六年九月十八日専門業者一名を臨時に授業手として備入れ諸器具に改良を施し一層督勵を加へたり但し經費の關係上右授業手は大正六年一月八日備を解き爾來同人の指導したる方針に依り受刑者のみをして鑿穿を繼續したり斯くて専門業者を備入れたるは僅かに三ヶ月二十二日間に過ぎず而して第五回目即ち今回成功したる井戸は開坑後一年九ヶ月にて成功したるものなり。

(三) 成功したる井戸の地層狀況及噴水量

上土(一間)赤土(一間)沙利(二間半)玉沙利(五尺)粘土(二尺)以下二尺乃至四間位の程度にて粘土、沙、小沙利、玉沙利を繰返すこと十數回

にて九十七間に至り青沙利を見たり此層には水を含む其れより亦々粘土又は沙利、沙となり深さ百二十間半にして清水を噴水するに至る。
七月二日拂曉俄然噴水したるを以て翌日豫て用意置きたる竹筒百五間を挿入して噴水せしめつゝありて概算一晝夜二百六十石を湧出し分監所用水量一日約百六十石の所要を充たして尙ほ裕に餘ある計算なり。

(四) 使用したる人工

該工開始以來人工は受刑者延人員五千六百五十八人を要したるも成功せる鑿穿井に要したるは二千九百四十八人なり。

(五) 費用

始めより費用を特に支出して本工事を施すにあらずし爲め費用は極めて少額なりしなり即ち左の如し

掘鑿 九本代及其修繕費(不用品其他を用ひて制作此見積價格にも包含す)

金五百五十六圓

引揚器(障礙物の) 一組代

金三十七圓

竹其他雜品代

金百十圓

臨時授業手給

金百二十圓

合計 金八百二十三圓

此内現實支出したる金額は金六百四十三圓外に受刑者工賃を算入するとせば此見積工賃金五百九十八圓也



通信

○近畿監獄職員茶話會

第三回近畿監獄職員茶話會は神戸に於て開催すべき筈なりしも會場其他の支障のため京都大谷派本願寺々務所前の法話會館に於て六月三十日(日曜日)午後二時より開催することゝなれり當日の講師は大谷派本願寺近藤純悟氏を初めとして文學士十時彌氏並に法學博士田島錦治氏等にして定刻會員一同の席定まるや加藤典獄の開會の辭あり次で近藤純悟氏登壇「人生の歸趣」と題し大無量壽經に依て人生の解決が出来ること説き起して印度王舍城の悲劇を繰返し結局は佛の大慈に縋り佛を信仰して救はるゝことが人生の歸趣なりと結び次に十時文學士登壇「犯罪に對する社會的反動の形式と内容」の題下に倫理學上より善惡の標準を説き刑

罰の社會的意義に及ぼして降壇五分間休憩の後田島法學博士は「監獄作業に付て」と題し門外漢にして監獄のことを論ずるは釋迦に説法の感なきにあらずと前提し千五百九十六年頃埃國に於て行はれたるツースト、ハウス(懲治監)の處遇法より千八百八十一年和蘭に於て採用せられたる作業施行主義等を詳説し作業は囚人のインデヴヂュアリズム(箇人性)を認めて科せざるべからずと結論し約二時間の後滿場拍手の裡に降壇せり、加藤典獄閉會の辭を述べ終つて兩本願寺よりは山内參觀差支なき旨通知ありしを以て各員は任意參觀し尙大谷派本願寺にては白書院に於て一同に茶菓の饗應並に修養に關する小冊子の配付あり、各自は和氣霽々の裡に所懐を交談して午後六時過ぎ散會せり、當日參會者は約百八十名にして頗る盛會を極む其内重なる出席者は左の如し

大阪監獄

杉野 喜祐

兒島 三郎

柏木 幸平

高安 博道 出口 米吉 河合 庫九

膳所監獄 推名 通藏 香川 千殿 山崎 治平

奈良監獄 森口 藤松 宇田 象三

織田 信行 松井晟千代

和歌山監獄 佐野 佳夫 山東雄之助 今井 豊雅

京都監獄 淺間德三郎 赤城 一雄 安松 貫

赤塚源二郎 里 誠一 川添 敬三 米倉 忠治

印南 真一 神戶監獄 加藤勝次郎 園 權一 藤居 神通

關 萬藏 中田 主税 井上松太郎

御手洗清治 京都府理事官 井手久馬吉

○横濱監獄小田原分監 入佛式の狀況

小田原分監報告

小田原分監創設以來茲に十有二年此間時勢は毎年施設の擴張を促し監房工場移轉模様替並に増築敷次に互れり特に教誨堂は狹隘にして其構造亦莊嚴を缺き教誨教育上不備不便を感せしこと甚なりしが昨大正六年度に於て新營費三千六百八十餘圓の配付を受けたるを以て直ちに工事に着手し本年三月間口五間桁行十二間の新築竣功せるに依り茲に諸般の設備漸く完成を見るに至れり。

偶々特志者より光輝燦然たる宮殿の寄付を受け又大谷派本願寺よりは佛具の一部と法主台下御染筆に係る額面を寄贈せられたる爲教誨堂結構上數段の光彩と莊嚴とを加へ得たるを以て愈々去る六月八日入佛式を舉行することゝなれり恰かも時局に際し諸事節約を旨とせざるべからざる時機なる

に依り來賓招請の如きは成るべく最少限度に止めたるは遺憾なりしも當日は大谷派本願寺より御連枝光徳院殿東京淺草本願寺輪番廣陵布教使を隨へ參向せられ司法省より山隈監獄事務官臨席せらる其他來賓としては福田檢事神奈川縣佛教慈德會長代理根岸力行會長東京淺草報恩寺住職坂東性開小田原處在眞宗寺院住職三名並分監隣接寺院住職二名等にして横濱監獄よりは三浦典獄關典獄補千葉看守長土倉教務主任堀江赤沼兩教誨師出張參列せられたり。

今式の次第を報告せんに第一鈴にて在監者着席第二鈴にて參列者着席次第で分監長告示終はりて諸僧導師入場し導師焼香あり夫れより勤行(伽陀、小經、短念佛、和讃)を済まし典獄進んで焼香次で恭しく式辭を朗讀し次に監獄事務官焼香次で祝辭を朗讀せらる續て分監長職員總代在監者總代の焼香を了へ導師光徳院殿より最も平易適切なる一場の教誨を施され後廣陵布教使約一時間に互りて

導師教誨の要旨を繰々復演し正午式を撤せり。

當監に收容する少年受刑者の多數は曾て斯かる莊嚴なる宮殿に安置せらるゝ御本尊を瞻拜せしもの少く而かも初めて斯かる莊重端嚴なる法筵に列して導師の親教を拜聽せしことゝ二時間の正座も敢て意と爲さず何れも克く靜肅に謹聽し其感動最も深かりし狀況を認めたり左に式辭と祝辭を掲げん。

式 辭

小田原分監監誨堂新築工ヲ竣ヘ茲ニ本日ヲトシテ入佛式ヲ舉グルニ方大谷派本願寺ヨリハ特ニ御連枝光徳院殿參向セラレ又山隈監獄事務官並ニ來賓各位ノ寶臨ヲ尊フシタルハ本職ノ最も光榮トスル所ナリ

夫レ懇切ト感化ハ行刑上ノ二大眼目ナリ而モ少年監ニ在テハ特ニ教養感化ニ努ムルノ要アリ今回大谷派本願寺法主台トニハ此ノ教誨堂ノ額面ニ「自淨其意」ノ金句ヲ染筆セラレ又坂東報恩寺住職ノ吟詠ニ依リ特志者報野傳次郎氏ヨリ金色經綢タル宮殿ノ寄贈アリ佛前ヲシテ一層莊嚴ナラシメタルハ本職ノ欣喜措タ能ハサル所ニシテ感謝ニ堪ヘズ

聞道信ハ莊嚴ヨリ起ルト一トモ此教誨堂ニ入り瞻禮ナル佛陀ノ

聖相ヲ拜シ「自ラ其ノ意ヲ淨クセヨ」ノ聖訓ヲ仰クニ於テハ如何ナル罪ト雖モ誰カ惡念ヲ斷チ本心ニ立歸ラサル者アラナ一言以テ式辭トス

大正七年六月九日

横濱監獄典獄 從五位勳五等 三 浦 實

祝 辭

當監教誨堂新築工事成リ茲ニ崇嚴ナル入佛ノ式典ニ列シタルハ最モ欣幸トスル所ナリ

惟フニ受判ノ身ハ一ニ法規ノ命スル所ニ從フト雖モ其ノ目的タル改過掃蕩ノ實績ヲ舉クシメンニハ聖戒感化ノ適實ヲ期スルニアリ而シテ之レカ要旨ハ諸々タル教誨ニ俟ツアルモ人ハ居ニ依テ氣モ又々還ルヘキモノナルハ設備如何ニ依ルコト洵ニ妙ナシトモサルヘシ

今ナ教誨堂ノ落成ヲ見ルニ至ル佛殿ノ莊嚴施設ノ結構實ニ間然スル所ナシ一タヒ茲ニ拜跪シテ佛陀ノ慈光ニ接シナハ心境自ラ肅然トシテ内ニ悔悛ノ念萌シ外ニ慚愧ノ淚溢レサル者ナケンはレ亦聖代ノ餘澤ニ他ナラス愈々 皇恩ノ供大ナルニ感激シテ等シク善真ナル國民タルニ至ランコト望ム一言以テ祝辭トス

大正七年六月九日

司法省監獄事務官 從六位 山 隈 眞 直

島同地方裁判所長佐藤同地方裁判所檢事正森同區裁判所監督判事并に莊田典獄及典獄補各看守長の出仕を終るや大谷派本願寺參務關根教學部長及沼波録事は法主臺下の御消息を捧持し加藤會行事係の先導にて入堂出仕す此に導師光弘祐言、佐々木、武田、桑門の各教誨師は法服七條を着して從僧三人を伴ひて入堂出仕し光弘導師は總禮の間に焼香を爲す洵に嚶曉たる音樂は經聲に和して哀婉たり馥郁たる香烟は清風を帯びて堂の四方に薫し燦然たる宮殿須彌壇の金光は遠近を照し金襴の僧服は玉燭光華と對映して參列者に反射し其狀恰も淨土出現の觀あらしめ滿場肅然として列座の因徒は何れも歡喜の涙に咽ばざるものなかりしなり又關根參務の御消息拜讀は最も感慙にして一般の視聽を惹くこと深く沼波録事の復演は其聲雅亮にして聽者の感覺を淳からしめたり而して復演の終ると同時に伶人は退出樂の吹奏を始め出仕者は樂中順次に退出し一同は休憩所に於て茶菓の饗應を受けて散

○名古屋監獄教誨堂

遷佛法會式概況

去る大正五年一月六日烏有に歸したる教誨堂も監房及工場等の新築と俱に本年三月其工を竣へ且大谷派本願寺寄贈の宮殿須彌壇も同法主臺下親筆の大額面も豫定の如く堂内に備へ付けられたるに依り本月二十三日をトし遷佛法會式を舉行せられたるが當日は法の如く佛殿を莊嚴にして香華燈明を捧げて堂の外には紫縮緬に八藤と牡丹の白紋を織り出したる大幕を張り廻はし午後一時に衆受刑者の着座完了を告げたるに由り先づ伶人を着席せしめ出仕樂を吹奏す而して來賓及職員の出仕は總べて寺院の參堂列に倣ひ教誨堂正面の入口より佛殿に至り十六間の通路を行列すること爲したり依て初に名古屋別院淺井輪番奧田教務所長を始め同市内重なる寺院住職五十餘人は道服五條の法衣にて入堂出仕し次に高橋名古屋控訴院檢事長寺

會を告げたるは午後四時なりし如上式典の爲に受刑者に與へたる感化の功績は實に偉大なりし尙は當日の式次第に御消息は左の如し。

- | | |
|-------------|----------------|
| 先 着 座 樂 | 出 仕 |
| 次 總 禮 | 總禮中導師燒香 |
| 次 伽 陀 | 先請彌陀 附物 |
| 次 小 經 | |
| 次 短念佛三重 | 三 重 附物 |
| 次 和 讚 | 先明天夜をあはれみて一首念讚 |
| 次 回 向 | 願以此功德 附物 |
| 次 來賓燒香 | |
| 次 典獄及職員燒香 | |
| 次 法主臺下御消息拜讀 | 教學部長 |
| 次 同 復 演 | 教學部録事 |
| 次 退 出 樂 | 退 出 |
| 以上 | |

御 消 息

夫れ人身受けかたし今たま／＼人界の生をうく殊に文明の昭代にあひ一親同仁の皇恩に浴しなから固圀の身なること誠に歎かしきことにあらずや是れしかながら教育全からずして因縁の理り

を知らず人倫の道を辨へず邪見放逸にして不知不識利律に觸るゝに至りたるもの歟しかば各速に改悔懺悔のこゝろを起して遷善の實効をあらはし父母に孝に兄弟に友に親族朋友に信實にして正直に業を勵み違次顛沛にも天恩の泰きことをかしこみ國家のため社會公衆の爲に誠をつくさば五難變じて金さなるさいへる先徳の格言にも相かなふべきものなりかくの如く心得ての上には後生の一大事を心にかけて一心に専ら彌陀一佛の悲願に我身の罪障は偏に佛智の不思議によかれまゝあらせ來世は必ず淨土往生せしめたまふなりと信じてその佛恩報謝の爲めには行住座臥をえらばず常に念佛せしむべきものなり　あなかしこ

大正七年六月二十三日

釋彰如御印

○膳所監獄表彰式

六月九日午後一時より舊膳所城址石鹿公園にて膳所監獄に在職十五年以上勤続者の表彰式を舉ぐ山崎看守長開會の辭に推名典獄の懇篤なる訓諭あり被表彰九名に賞狀に木杯を添へ授與し來賓膳所中學教員渡邊富次郎膳所小學校長岡本三千之助氏の祝辭受賞者總代吉村看守長の答辭あり式を閉ち

あり。

○九州沖繩各監獄教務主任會同

六月四日午前九時より長崎監獄會議室に於て、九州沖繩各監獄教務主任會同を三日間開催せらる。開會に當り長崎監獄教務主任鎌田彌岳師の開會の辭あり。次に本派本願寺より出張せられし教學課長三松永成師の祝辭あり、終に永田典獄の挨拶ありて、協議事項の討議に入る。協議案は第一教誨之部二十六件、第二、保護之部十二件、第三、雜之部十九件の多數なりしも、六日午前十時迄全部議了し、それより永田典獄の「行刑に關して」約一時間有益なる講話あり、次に教學課長の挨拶あり、最後に鎌田主任の開會の辭ありて閉會す。尚ほ午後は教學課長を始め各監獄教務主任一同片瀨分監を參觀せられ翌七日迄長崎市に於ける保護事業等を視察せられたり。來會者の氏名左の如し。

會員 苅屋 哲公(福岡) 高橋 久九(熊本)

紀念撮影をなし續いて職員并に家族二百五十餘人の慰安會に移り餘興として豫定のプログラムにより琵琶湖邊に於ける和船獨漕、綱引、バスケットボール、暗中飛躍、輪拔、バイボール、最後に職員の小結等の三役十數回の取組あり中にも五人抜の勇壯は肉躍り血湧き歡聲四圍に震ふ、職員の手に成りし園内模擬店、うどんそば、おでん、しるこ等意想を凝したる社員の接待振りに大繁昌を極めぬ當日表彰されしは十七年間勤続看守長吉村信孝、十八年間勤続看守長池田安次郎、十八年間勤続看守仲川初太郎、三十二年間勤続雇富増利助、十五年間勤続雇湯地信茂、二十六年間勤続雇前田辨次郎、十八年間勤続授業手内海文太、十九年間勤続取者森田喜三郎、二十年間勤続小使岩谷徳次郎なり、尙同監は職員の文思を練る爲め本年三月より文學講習會を始め中學教諭を講師とし毎週二回罷設後より開會なしつるが昨今の進歩大に見るべき

原田 義教(宮崎)	國司 廣勝(三池)
教山 祐馨(鹿兒島)	谷 光(沖繩)
生三 俊隆(佐賀)	能富 祐昭(大分)
	代 奈須 超道
鎌田 彌岳(長崎)	三松 教學課長
員外 永田 長崎典獄	
長崎監獄各主任	

教務師 毛利 昇道 同 加藤 慧海



彙報

○逃走囚の逮捕 去る五月二十三日夜小菅監獄拘禁囚小池君吉外五名逃走し内三名は已に同月中に逮捕せられ孰れも同監獄に復歸したる旨本誌前號に報告せし所なるも去る六月六日午後三時未就轉者大川鶴吉は茨城縣谷田部警察署の手に、又竹原正吉は六月十六日夜品川警察署に於て逮捕せられたり

○拘留の逃走 山形警察署(山形縣)拘留宮城縣人加藤忠四郎は兩度氏名詐稱宿泊の件により同縣警察署に送附令に違反せる者なるが六月六日午後九時三十分過ぎ拘留場の元電燈裝置の爲め設けし一尺平方位の穴より抜け出て遂に逃走したり

○被告人の逃走 廣島監獄三次分監在監物盜事件被告人申矢三郎は前科十二犯の強盜者にして加ふるに性質強暴極めて逃走に巧みな由にて特に堅牢なる獨居監に拘禁ありたるが何時如何なる方法にて所特したりげん長き四寸五分の鐵一挺を以て監房格子經五分の鐵がドロー一本を途中より切断し六月十八日未明破獄逃走を爲したること同日午前四時三十分の起床後發見し急を本監に報じたれば廣島監獄にては近縣各警察に報告すると同時に直ちに戒護主任及看守三名を急行せしめ分監職員並に三次警察署と協力捜索に努めたるも遂に逮捕に至らず因に破獄の用に供したる前

記録は監房内に遺棄ありて尙本人の入獄當時より用ひ居たる疊裏付下駄を詳細検査せるに表疊と下駄裏との間に鐵を包藏せる痕跡明かにして入監後取調の必要上三次警察署に引渡したる際巧みに包藏せしものならんを推察せらる

○受刑者の逃走 京都監獄在監物盜受刑者懲役十年堀源喜は同監獄二條監看守倉所建築工事の爲め警備大工として他囚十五名と共に服役せしめ居る者なるも七月一日と二名連絆の上層根板張りとして就業中戒護看守の隙を見て手斧にて鎖鎖を切断し屋根傳ひに免れ同所を流るる溝に下り之に添ふて逃走したり間もなく戒護者は源喜の姿見べざるに氣付き逃走なりとして直に追跡し監獄に於ても報告により警察と力を協せ捜索せし其姿を見ざりしが同日午後九時頃伏見街道を警戒せる伏見警察署判事二名は途上源喜に出會せしかば逮捕に努めたるも源喜は所持せる手斧にて抵抗し闇に乗じて脱兎の如く逃走せり然るに其後京都市に潜伏し居り民家に忍び入り物盜せる形跡ありて目下逮捕に努めつつあり

○受刑者の逃走未遂及自殺未遂 三池監獄在監受刑者懲役二十年明治十一年生龜村鐵藏は靴工に就業中の者なるが六月二日午前十四時四十分頃看守の隙に乗じて物置の明り取り廻廊より脱出せるを看守に發見せられしかば急ぎ外柵を踰越せんとい狼狽せる所を駆けつけたる數人の看守に依り取押へられんとすや最早や事成らずと見たる鐵藏は然て包藏せる靴工用小刀を取出し暴行の氣勢を示せるを以て看守に於ても威嚇の爲め拔劍したるに其勢に

夫れより天井上に攀登り明り窓より屋根に出で文武練習所の側に修繕の爲め置きありたる腰掛にて外柵を踰越逃走し市外山中に潜伏せる所を海町警察署岡村町駐在所巡査の手に逮捕せらる原因は行刑の苦を免れん爲めなり

○受刑者の傷害 沖繩監獄在監囚吉淵三郎は五月二十八日午前中工場に於て同囚宮里喜一と手洗桶使用方に關し口論の末看守長の訊問を受けたるを遺憾とし同日午後一時三十分同工場に喜一が機化型修繕中鐵を握り突然後方より鉄にて肩部を毆打し肋骨一本を打傷し外二ヶ所の輕傷を負はしめ三週間の休業治療を要するに至らしめたり

○囚人の逃走及逮捕 青森監獄前分監在監受刑者懲役一年初犯阿保市太郎は便搭夫として就業中去る六月四日午前七時頃副業として振替に就業中物かに運搬付荷の圓輪掃方の不完全なるを奇貨とし之を腰帶より脱し逃走せしかば弘前警察署と協力捜査せし處市太郎は間もなく民家に忍び入り古草衣烏打袴を物取し茲を出でて逃走中午前七時四十分頃分監を去る約十六丁の處に於て雖なく逮捕せり原因は本刑の外警役約一年の執行猶豫あつて其の取消を恐れたるに依る。又横濱監獄在監囚懲役十年兒玉庄藏は六月二十三日運動中古釘一本二寸のものを拾得し獄衣の襟に隠して監房に持歸りたる後は布團の中に之を包藏し置き二十五日午後六時頃他囚の居らざるを幸とし監房内無双窓の板二枚を切り置き午後九時他の囚人と共に就寢後同房者の寢靜まりたるを見澄まし物に前記破損し置きたる窓より脱出し跡は孰れも心付かざる様周到に板を指の込み床中には枕を入れ一見事なく睡眠せる如く變ひ

○囚人を毆り殺す 長野監獄上田分監在監者許欺四犯懲役四年風間義貞は平素より行狀不良者にして監房及工場に在りても他囚より嫌惡され居るが六月二十九日午前五時過ぎ配食夫なる同房者が掃除當番にて掃除せるを認め自分が代りて爲さんことを言ひ出したるに他の同房者許欺十三犯懲役七年有岡直次郎も同所に掃除中なりしが此事を聽きたるより他人の當番を引受け若し犯罪を認めれば何人の責任となるやと訊りたるに直次郎直に就に兩者の行狀不良者にして兼て互に心面白からざる矢先なれば茲に兩者の争となり果ては組打ちをなし直次郎は遂に麻工用水盥を以て義貞を毆打し顔面及頭部に數ヶ所の創傷を負はせられたる後判監に收容せ付け引離し被害者は診察所に至り治療を受けたる後判監に收容せしが次第に言語澁滞精神麻痺となり非常に苦悶の末遂に同日午

後三時死亡したり

○詮死一東 佐賀監獄收監殺人未遂被告小部常四郎は本年五月二十三日入監以來憂鬱にして自殺の虞あるを以て兩手の自由を防止しありしが五月三十一日午後四時五十分頃施行あり 捕縄を解き便所櫓木實に結付け縊死をなす。山口監獄在監受刑者懲役六月三吉寅吉は先にも縊首ありしも幸直ちに發見して中止せしめたりしが爾來晝間獨居とし麻工下駄鼻緒業を課したりして六月十二日紫麻を束れ之を房廊上部の椅子に貫通せる鐵棒に掛け懸親の縊首を爲し死亡せり。三池監獄受刑者窃盜九犯懲役十三年東浦義太郎は明治元年生れにして強壯の質なるを以て炭坑就業を課せらるるも本人は之れに馴れざるを以て獄中の運きを悲觀し居たりしが去る六月廿日就業坑内に於て縊首す 獄世自殺と認む。東京監獄拘禁詐欺事件被告入菊地寛三は六月二十八日東京地方裁判所に於て懲役一年六月の刑を言渡され悲觀の末所持の手布及羽織紐を繋ぎ合せ暖方設備の鐵管に掛け縊死す

○受刑者の死亡 三池監獄在監受刑者窃盜懲役九年六月安藤龜太郎は六月三日夜業にて宮の原坑内に就業中なりしが翌四日午前四時頃俄然天井石墜落し避難の道なく之に壓迫せられ死亡したり。尙同監獄受刑者窃盜懲役九年津村虎造は同じく宮の原坑内に就業中なりしが六月二十五日午前九時四十分天井石長三三間もの落下し壓死せり

○各監獄の病者發生 豐多摩監獄に於ては六月上旬受刑者

六名の發熱病者あり之が精査の結果腸炎扶斯病と診定せられ内懲役十年鈴木金次郎は遂に死亡したり其他は生命に關係なく病監に拘禁中なり尙二三名の同病者ある由にて罹病者の工場出役者は全部健康診断を行ひ消毒薬病に注意し居れり。福岡監獄に於ては五月下旬腸炎扶斯患者一名發生したりしが六月下旬全治す。鹿児島監獄大島出張所に於ては六月下旬在監者の約半數即ち二十三名は流行性感冒に類似せる傳染性疾病に侵され隔離中にて看守にも感染の虞ありとの由。三池監獄在監者にして探炭就業受刑者中六月二十二日俄然發熱患者十四名發生し其後約一週間の内に累計八十九に達し内二十三名は病監に收容治療し他は一時休養せしめたるが熱度は漸して三十七度五分乃至三十九度六分の間を昇降し全經過五日にして輕快す病狀は流行性感冒に類似し呼吸器傳染の類あり但し總患者を通して危險症狀の者は幸に一名もなき由

○教誨師會同 長崎監獄典獄より九州及沖繩に於ける各監獄教誨師の會同を催し各種階級の在監者に對する教誨事務の適應方策を樹て之が統一を期する目的を以て去る四月中主務官廳に之が許可申請の處置承認を経て六月四日より三日間長崎監獄に於て會同を開き協議を爲したり此結果は同地方の教務に大に進展を促し期して俟べきものあらん

叙 任

(各通)

叙正八位 任典獄補叙高等官八等 熊本監獄勤務ヲ命ス七級俸下賜

(各通)

看守長任用試験委員ヲ命ス 依願免本官 任典獄補叙高等官八等 松江監獄勤務ヲ命ス七級俸下賜

(各通)

看守長任用試験委員ヲ命ス 熊本監獄勤務ヲ命ス 神戶監獄勤務ヲ命ス 監獄局事務ヲ命ス

看守長(長崎) 岡田文藏 看守長(安流津) 今津充馬 典獄補(廣島) 安東福男

看守長(熊本) 志賀親雄 典獄 莊田經繪 典獄補(熊本) 志賀親雄 典獄補(松江) 中村國吉

典獄 杉野喜祐 典獄補(熊本) 志賀親雄 典獄補(松江) 中村國吉

典獄 杉野喜祐 典獄補(熊本) 志賀親雄 典獄補(松江) 中村國吉 典獄 杉野喜祐 典獄補(熊本) 志賀親雄 典獄補(松江) 中村國吉

(各通)

叙動四等授瑞寶章 叙動五等授瑞寶章 叙動八等授瑞寶章

(各通)

叙動四等授瑞寶章 叙動五等授瑞寶章 叙動八等授瑞寶章

(各通)

叙動四等授瑞寶章 叙動五等授瑞寶章 叙動八等授瑞寶章

給九級俸

(各通)

[illegible]

同	(高知)	喜多義一
同	(宮城)	關直勝
同	(神戶)	齋藤信一
同	(福島)	久恒忠次郎
同	(宮崎)	古賀大藏
同	(德島)	箕村弟三
同	(松江)	佐々木忠之助
同	(宇都宮)	卜部基
同	(和歌山)	内田徳三郎
同	(秋田)	細川嘉吉
同	(廣島)	小川新右衛門
同	(青森)	間山喜代太郎
同	(和歌山)	増田楠藏
同	(同)	字野隼太
同	(京都)	米倉忠治
同	(大阪)	山中鉄一
同	(神戸)	中田主税
同	(高知)	片岡稻吉
同	(同)	本間勘吉
同	(集鴨)	大場正雄
同	(看守長長崎)	香椎豐次郎

月俸二十九圓給與
月俸二十八圓給與
月俸二十七圓給與

同	(各通)	給十級俸
同	(各通)	月俸二十二圓給與

(各通)

[illegible][illegible]

(各通)

給六級俸

[illegible]

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
(長崎)	(熊本)	(同)	(網走)	(和歌山)	(同)	(浦和)	(字都宮)	(靜岡)	(熊本)	(同)	(同)	(綱走)	(高知)	(大阪)	(同)
村上徹志	相浦藤政	山吉馬助	千葉啓次郎	鹽川兵次	田中福次	澤田幸太郎	太曾權吉大郎	長瀬房吉	延原簡一	伊藤助秀	伊藤義三郎	江村繁太郎	小松直清	出口栄吉	今津充馬

一級停下賜

(各通)

二級停下賜

(各通)

三級停下賜

四級停下賜

(各通)

一級停下賜

(各通)

三級停下賜

(各通)

監獄(札幌) 根守秀夫

同(東京) 大草東三郎

監獄(安濃津) 庄山嘉代吉

同(水戸) 萩谷忠

同(高松) 小笠原園齋

同(山口) 齋藤菅五郎

同(廣島) 吉田 遼

同(沖繩) 鉢嶺清悳

同(和歌山) 山東雄之助

同(松江) 山崎慎吾

同(集島) 山川宗治

同(鹿兒島) 有村國良

同(名古屋) 鐵田壽岳

同(松江) 光弘祐言

同(金澤) 西元龍舉

同(盛岡) 安藤義尊

同(山口) 神谷龍海

同(三池) 國司廣雄

同(前橋) 龍野義立

同(宮崎) 原田義教

同(網走) 藤居大成

四級停下賜

(各通)

五給停下賜

(各通)

六級停下賜

奈良監獄勤務ヲ命ス給五級停

岡山監獄勤務ヲ命ス

月俸二十八圓給與

大坂監獄勤務ヲ命ス給六級停

奈良監獄勤務ヲ命ス

月俸三十三圓給與

給七級停依願免官

任看守長

網走監獄勤務ヲ命ス給十級停

任典獄補叙高等官八等

網走監獄勤務ヲ命ス七級停下賜

任看守長

金澤監獄勤務ヲ命ス給十級停

監叙高等官四等

監叙高等官五等

同

教諭師(小菅) 尾原靜樂

同(高松) 加藤龍眼

同(大分) 能富祐眼

同(十勝) 湯口溫雅

同(福岡) 原卓一

同(甲府) 三光道生

看守長(岡山) 伊藤忠次郎

同(奈良) 緒方安章

同(奈良) 松井辰千代

同(大阪) 武笠龍太郎

同(金澤) 北村喜一郎

看守(網走) 小泉 強

看守長(網走) 氏家孝太郎

看守(宇都宮) 高橋 健

同(安濃津) 寺崎勝治

同(宇都宮) 高橋修二郎

同(岐阜) 松隈房吉

叙

任

(一五)

監叙高等官五等

同

同

監叙高等官六等

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

典獄(函館) 屋山朝太郎

同(千葉) 松本一太

同(松江) 伊藤孝之

同(鹿兒島) 大原公平

同(沖繩) 中村基吉

同(宮崎) 土居寛申

同(青森) 島田鐵太郎

同(熊本) 齊藤德衛

同(長崎) 小橋川昭慶

同(名古屋) 秋元源次郎

同(東京) 菅喜一郎

同(小菅) 有馬四郎助

同(大坂) 坪井直彦

同(東京) 杉野喜祐

同(德島) 大月義平二

同(高知) 芥川忠藏

同(樺戸) 關省策

同(松山) 和田千松郎

同(金澤) 大野四郎五郎

同(浦和) 白井勇松

(各通)

(各通)

五級停下賜

監獄局勤務ヲ命ス

監獄局勤務ヲ命ス

三級停下賜

三級停下賜

監獄勤務ヲ命ス

監獄勤務ヲ命ス

三級停下賜

三級停下賜

三級停下賜

三級停下賜

三級停下賜

三級停下賜

三級停下賜

三級停下賜

三級停下賜

典獄(山口) 山川一郎

同(鹿所) 椎名通藏

同(大分) 兒島三郎

同(福岡) 吉野徳市

同(横濱) 關久之介

同(金澤) 岡辰造

同(大阪) 柏木幸平

同(大阪) 沼田益三郎

同(大阪) 矢部清香

同(大阪) 朝山 幼一

同(大阪) 波邊 圓流

同(大阪) 波邊 圓流

同(大阪) 波邊 圓流

同(大阪) 波邊 圓流

同(大阪) 波邊 圓流

同(大阪) 波邊 圓流

同(大阪) 波邊 圓流

同(大阪) 波邊 圓流

同(大阪) 波邊 圓流

同(大阪) 波邊 圓流

同(大阪) 波邊 圓流



會 報

○茶話會

六月十五日午後二時より本會講堂に於て茶話會例會を開催せり、講師は司法省監獄局長谷田三郎氏にして前回の續講を爲す、演題は「米國に於ける四人自治制に就て」とし「四人自治制の基本的觀念」の内(三)舊來の獄制に對する見解(四)新制度の根本觀念を説破し四人自治制實施の成績並に餘論に涉りて頗る詳細なる説示あり五時過ぐる頃滿座拍手の裡に講演を終り來會者には茶菓を供し六時過全く散會す當日の出席者左の如し但出席せる練習生の氏名は之を略す

中川 清吉 勝水 淳行 勝岡 康春 高橋 健
西坂 照海 伊藤 鐵藏 初見彌太郎 木橋今朝松
新井 茂教 寺内藤三郎 三浦 茂章 和田太郎吉
鈴木金次郎 七月 大助 武田 慧宏 池田文三郎

○監獄官練習所卒業式

第十回監獄練習所は六月二十日を以て授業を終り二十二日より三日間試験を行ひ六月三十日證書授與式を舉行したり、當日來賓には司法省より豐島法務局長、飯島秘書課長、皆川職員課長及び山

小島廣之助 岡山 玄常 宮淵 正義 河野 純孝
多田 庄野 尾原 靜榮 高津 徳實 高木安次郎
關谷 與三 岡見 敏島 岡部 常 黒田源太郎
高山 庄作 石塚義三郎 藤井 惠照 林 定弘
染井 友善 羽柴瑞之助 田口富之介 柏原 平助
大川 勇造 秋庭 正道 赤沼 貫之 双千文四郎
小澤 義親 増子 賢慈 小橋川昭慶 齋藤 敬二
軸原 憲一 關 毅 藤井 近治 宇野 平太
須坂幸次郎 山澤 新八 橋 典仁 谷田貝錦三郎
河合 哲 關 久之助 長嶺梅次郎 上野 泰吉
横山平四郎 飯前仲次郎 藤井 藤藏 齋藤 涉
樹田 明義 北澤喜代作 和田 岩雄 長山 始
渡部 新平 島田 榮造 白井 勇松 三浦 實
渡邊 武直 鈴木 信彌 坪井 直彦 有馬四郎助
北島 真吉 山根 真直

岡、原、加藤、山縣、有馬、坪井、鈴木、芥川、武田各講師並に野口寄宿舎幹事にして、式は定刻午前九時三十分本會講堂に於て取り行はれ谷田練習所長は修業證書を授與し次に同所長挨拶及訓示あり終て順次司法大臣の祝辭(飯島秘書課長代讀)來賓總代豐島法務局長の演説、講師總代原夫次郎氏の演説、練習生總代豐多摩監獄看守山田榮次郎の答辭あり十一時三十分式を終り直ちに記念の撮影を爲し來賓及練習生一同に對し晝餐を饗せり尙ほ卒業試験の時間表、試験問題並に受験者氏名及び式場に於ける祝辭等左の如し

▲試験時間表

自午前七時三十分至正午十二時 自午後一時至同 九時三十分至正午十二時 自午後一時至同 三時

六月廿日(土)

監獄 刑法總論 刑法各論

六月廿一日(日)

刑罰 原論 刑事訴訟法 刑事訴訟法

六月廿四日(月)

監獄 實務 監獄實務 監獄實務

▲試験問題

○監獄法(山隈講師出題)

○刑法總則(原講師出題)

一、「法律ヲ知ラザルヲ以テ罪ヲ犯ス意ナシト爲スコトヲ得ス」トノ法律規定ヲ釋明ス可シ

二、犯罪ノ實行ニ着手シ之ヲ遂ケサル場合ヲ種別シ且ツ其種別ノ標準點ヲ舉示ス可シ

○刑法各論(山隈講師出題)

一、傷害罪ト過失傷害ノ罪トノ異同ヲ辯ス可シ

二、背任罪ヲ論ス可シ

○刑罰原論(泉二講師出題)

一、自由刑ノ弊害ヲ避クルコトヲ目的トスル制度ノ實例ヲ説明ス可シ

○刑事訴訟法(林講師出題)

一、告訴ト訴訟手續トノ關係ヲ説明ス可シ

二、書類ノ形式ニ關スル法則ヲ説明ス可シ
○刑事訴訟法(宮城講師出題)

一、證書ノ湮滅ヲ防止スル刑事訴訟手續ニ付キ説明スヘシ

二、東京區裁判所檢察事某赤坂區内ニ居住ス隣家ニ悲鳴ヲ聽キ到リ視ルニ殺人ノ犯行アリテ犯人ハ既ニ逃走シ被害者ハ出血甚シクシテ懸テ絶命スルノ外ナキ狀態ナリ此場合ニ於テ其檢事ノ爲スヘキ手續及ヒ該殺人被告事件ヲ公判ニ付スル迄ノ手續ヲ略説スヘシ

○監獄實務(有馬講師出題)

一、修養ノ司獄官吏ニ必要ナル所以並ニ之レカ實行方法ヲ論セヨ

二、道義教誨ト宗義教誨トノ意義如何

○監獄實務(坪井講師出題)

一、入監當時ノ獨居拘禁者ニ對スル監獄官吏ノ心得

二、戒護ノ要旨

○監獄實務(鈴木講師出題)

一、文書發送ノ手續及之レニ伴フ注意如何
二、歳入ノ徴收ニ要スル形式如何

▲試驗合格者

成續順氏名	監獄名	成續順氏名	監獄名
一 山田榮次郎	豐多摩	二 三宅定男	京都
三 倉光又五郎	福岡	四 武藤直長	長崎
五 山本銓吉	高松	六 永野直隆	中津
七 高橋龜太郎	大阪	八 中川定信	金澤
九 高梨菊若	京都	一〇 渡邊豐釜	山形
一一 橋口利雄	大田	一二 高崎又市	岡山
一三 上野耕助	平壤	一四 渡邊治三郎	靜岡
一五 太田卯八	東京	一六 三並丹治	松山
一七 鎌山俊治	佐賀	一八 神後三青	森
一九 生方喜八	西大門	二〇 辻多七	長野
二一 蒲地弘	鹿兒島	二二 富田富藏	豐多摩
二三 佐藤久次郎	山形	二四 二階堂高行	福岡
二五 新飯田大助	宇都宮	二六 中村庄次	千葉
二七 宮田長之助	和歌山	二八 外山龜助	徳島
二九 石川猪太郎	靜岡	三〇 稻垣正一	山口
三一 原田眞	甲府	三二 米村直次郎	熊本

三三 佐藤三郎	網走	三四 關口清作	前橋
三五 平川尙夫	廣島	三六 藤又勝代	蕨南
三七 木村元吉	巢鴨	三八 安田光次	小菅
三九 松本稻城	東京	四〇 伊藤勝重	名古屋
四一 田村廣吉	宮崎	四二 伊藤菊治	札幌
四三 加藤惣吉	秋田	四四 關井清一	新潟
四五 鈴木亦吉	横濱	四六 瀧川裕三郎	大阪
四七 長谷川芳藏	所	四八 年末孔胤	岡山
四九 福島好司	前橋	五〇 渡邊宗太郎	神戶
五一 今井芳藏	函館	五二 安次嶺英一	沖繩
五三 千葉實作	巢鴨	五四 小林彦市	福島
五五 市川一太郎	横濱	五六 牧野鐵吉	岐阜
五七 菅原丞作	浦和	五八 坊垣内音四郎	奈良
五九 江上喜太郎	大分	六〇 米内隆英	盛岡
六一 三村好雄	長崎	六二 横山豐次	水戸
六三 川口義一	安濃津	六四 岸金之助	小菅
六五 村上國治郎	神戶	六六 岡崎林助	十勝

(一部應試者)

公文	勇高知	岡本	藤一	廣島
立郎	由四郎	松江	南條	正己
			宮城	

△司法大臣祝辭

本日諸子ト相見テ第十回司獄官練習所修業證書授與ノ典ヲ舉クルハ本大臣ノ欣幸トスル所ナリ
社會ノ進運ニ伴ヒ在監者次第ニ相増加シ獄政亦漸ク複雜ヲ加ヘ取舍改新スヘキ事一ニシテ足ラス諸子ハ全國ノ監獄ヨリ選拔セラレ來リテ練習所ニ學ヒ今ヤ正サニ其課程ヲ卒ヘテ任地ニ還リ其修得セル學術ヲ提ケテ之ヲ實施ニ運用セントス其責任ノ宏大辯ヲ俟タス況ンヤ方今時局ノ結果物質界ト精神界トヲ通シ共ニ異常ノ影響ヲ胚胎シ輕佛浮華ノ風滔々トシテ社會ヲ浸染シテ已マズ是時ニ當リ司獄官タル者肯テ世ノ風潮ニ制セラレス毅然トシテ能ク法律ヲ守リ公平實善ク其任務ヲ盡シ其職責ヲ全ウスルノ必要往時ニ倍蓰スル者アラン是レ本大臣力諸子ノ卒業ニ臨ミ一ハ以テ之ヲ祝シ一ハ以テ之ヲ規スル所以ナリ

大正七年六月三十日

司法大臣 法學博士 松室 致

△谷田練習所長の挨拶及訓示

閣下並に諸君、今日此所に於きまして第十回目の監獄官練習所修業證書授與式を舉行致しまするに付きまして、時節柄非常に暑氣が加はりましたにも拘はらず、又今日は日曜の御休みでありまするにも拘はらず、御繰合せ下さいまして態々御貢臨下さいましたことは今日の卒業生は勿論、我監獄協會、非常に光榮として深く御禮を申し上げます。

今回の練習生は八十一名でございまして、第一回以後此十回に至りますまでの間に練習所に於きまして修業を致しました者が合計七百五十二名に上りましたのであります、此中には或は看守長あり、或は看守、或は又教師等がございまして、職務は一樣ではございませぬが、何れも此處に於て修得致しました所を實際に應用して、それ／＼任務に勵んで居りまするので、唯今監獄吏員の中

での中堅と成つて居る人々は、大抵皆此練習所の教育を受けた者に外ならぬのであります、此の如きは畢竟講師諸君の御同情の賜でありまして、私共は監獄協會の職員と致しましても亦監獄局の當局者と致しましても、常に深く感謝の念に堪えないのでございます、我練習所の講師と致しましてはいつも司法省の御方々並に典獄諸君を煩はすのでございますが、司法省の諸君は勿論、監獄の諸君に於かれましても平素非常な劇務に當られて居るのでありまして、御繰合せの上茲に御出で下さるといふことは非常に御迷惑な次第でありまするが、それにも拘はらず外の方には御出で下さる御方でも我練習所の爲めには特に御出で下さりまして、非常な御熱心で御懇篤の御教授を給はる、是に依つて我々は常に練習所に於ては満足な成績を擧げて居るのであります、寔に有難い譯でありまして、幾重にも御禮を申し上げます次第でございます。

次に練習生諸君に向つて私は告別の辭として一言を呈して置きます、此度の練習生諸氏は看守の人が大部分を占めて居りまして、看守長の職に在る人は寔に少なかつたのであります、併ながら諸君は此度は非常に克く勉強をせられて、又我々の命令を克く遵奉せられて、一人の規律違反に依つて懲戒處分をするといふやうな人を出しませぬで済みましたので、私共職員一同の非常に喜ぶ所であります、殊に諸君が非常に勉強せられたといふことは、寄宿舎監事なり又其下で監督を助けて居られる人が能く認められて居りまして、餘りに勉強が過ぎはしないかといふ程心配をされたといふことであります、其結果でありましたか、四人ばかりの人は病氣に罹つて、内二人は遂に修業證書を得ずして歸任するの已むを得ざるに至つたといふのは實に遺憾の次第であります、併し茲に御出の人は皆勉強の甲斐があつて比較的好い成績を擧げられて、今日修業證書を得られたといふこ

とは實に御目出度い次第であります、此練習所で諸君が學ばれて居つた時期は實に短いので、僅に四ヶ月に過ぎないのでありますが、此間に諸君は色々なことを學ばれたのである、昔に監獄の技術學問に關することのみならず、大都會の生活の一端も見られたのでありませうし又最も進歩して居る監獄の實情を視察する所の機會を得られたのである、此獲物は決して鮮なからぬのであつて、諸君の將來には實に重大の關係のあることであるといふことは確信するのであります、又學問技藝といふやうなことの外に全國の監獄から選出せられた所の諸君と一緒に此處に集つて、四ヶ月の間互に腕を執つて切磋琢磨し、俱に學窓の下に平和の生活をされたといふことは、是は諸君の一生を通じて永く記念せらるべき所でありまして、是より生ずる所の利益も亦尠なからぬことと考へるのであります、どうか諸君は永く此練習所に居られた時のことを思ひ出して、互に親交を致くして、さうして

心を協せて監獄の仕事に従事せらるゝやうに致したいのであります。諸君の將來監獄官としての心掛け、如何様な態度を執るべきかといふやうなことは私からも御話を致しましたし、又講師諸君から態々御話のあつた所でありまして、私は今更之を繰返して諸君に御話は申し上げないのであります。唯幾重にも諸君が記憶せられなければならないのは、先日もしました、監獄の職務、司獄官の任務といふものは如何に重大なものであるか、此仕事は是は刑事の仕事の中での要であつて若しも監獄の仕事が其效用を現はさなかつたならば、如何程今後刑事の法律が改正せられても亦如何に司法官が精選せられても、其結果裁判が如何に適切であつても、刑罰の内容といふものは行刑に於て始めて現はれるのでありますから、若しも監獄行刑にして其宜しきを失うたならば、總ての美はしい法律、總ての立派な裁判も全く徒爾に終つて仕舞ふのである、之を顧うたならば諸君の

任務といふものは實に重且つ大なるものであるといふことは實に明かである、而して現代の時勢は如何であるかと云へば、是も先日も申しした所でありまして、日に進み月に進んで駭々として止まない時であります。唯今は歐洲動亂、世界の動亂の裡であります。平時とは違ひますが、今後戦争が終つたならば一層社會の有せる方面に大變革が現はれて来るに相違ない、世態人情が必ずや一變するに相違ない、それと同時に國家の施設、國家機關の働といふものも施設の必要に應じて變つて來なければならぬ、監獄の如きものも同様であります。監獄教育の趣旨も畢竟世の中に適應する人間を拵へて之を社會に出さうといふに外ならぬのでありますから、監獄の官吏に於ても常に社會の進運を察して、其必要のある所を怠らずして之に相當する所の教育を與ふるといふ覺悟がなければならぬのであります。故に諸君も始終其事を念頭に置かれて、爰で修得せられた所を基

礎として、今後益々研究を怠らず、日進月歩の勢ひに後れないといふ覺悟を以て仕事に従事せられむことを希望して止まないであります。其他申上げたいこともありますが、竟畢は是までの御話を繰返すに過ぎぬといふやうなことになりますから、私の告辭は是丈に止めて置きます。どうか諸君が今後益々健康であつて、さうして監獄の仕事に愈々奮勵して、此仕事の效用を世に發揮することに努められむことを希望するのである、さうして同時に始終諸君が此大正七年の練習所に出て居つた者である、爰で自分等は俱に修養したものであるといふことを思ひ出されて、茲に居らる所の諸君は永く其友情を保たれるといふやうに致したいのであります。之を以て告辭と致します。

△豐島法務局長の演説

今日は第十回の練習生諸君の練習終了の式を舉

げられるといふので、其末席に列なることが出来ましたのは寔に幸ひでございます。尙ほ其上に諸君に向つて御祝ひを申述べることが出来るといふことも一層私の欣幸に存じます所でございます。

諸君は既に種々なる科目に付て講習を受けられ熱心なる練習所長の御指導の下に在り、又懇篤なる講師諸君の教授を受けられて、其得られた所は實に多大なものであると考へられます。従つて諸君に向つて御祝ひを申述べて、如何なることを贈として御話すべきかといふことに大に惑ふのでございます。唯時局に關しまして是まで他人の講話を聞き又は其評論などを見まして得たる所の感想に就て御話を申し上げて、諸君の御參考に供して之を贈としやうと存じます。

私が今日感じて居る所のものは總ての事物に付て統一々體といふ精神を持たなければならぬといふことが必要であると考へます。此統一々體の精

神を持たなければ事物に當つて力といふものが出ない、強い力を以て事に當つて始めて其功績を擧げるといふことが出来る。と考へる、統一々體といふことはどういふことを言ふのかと云ひますと多數の人が共同の目的に向つて結合して働くといふことである、多數の者が各々思ひ／＼の方向に向つて働いて行く、さういふ氣儘な働をするといふことであつては互に相反撥しまして、却て一個の人が働いた方が功績を擧げるといふことになるのである、多數といふものがあればどうしても統一々體といふものがなければならぬ、今日の歐洲變亂の状態を見ても此精神の在る所は如何にも強い、此精神を缺いて居る所は敗れて居る、今最近に伊太利の戦線に於て奥地利の軍が成功をして居らぬ、どういふ譯で成功をしないのであるか、現に伊太利の軍よりも二倍の兵員を有つて居るし又武器に於ても倍加して居るのであります、然るに獨逸の西方戰場に於けるが如き結果を齎しては

居ないのである、又曩に獨逸が三回の西方の戰場に於きまして攻撃を加へて居るに當つて、奥地利の方では唯傍觀して居つて手を出さない、それ等はどういふ理由に因るのか、全く此統一々體の精神を缺いて居るのである、奥地利の國內に於きます所のチエツクスラウスといふやうな人種は此精神を有つて居ないばかりでなく、是等の人民に於きましては國家に對して幾分の叛逆心といふものを持つて居るからである、之に反しまして獨逸の方の戰場に於ける功績といふものはどうして之を得て居るのであるかといふことを見ますと、是は多年養成せられたる所の統一々體の精神といふものがある、獨逸のカイゼルのみならず、國民一般といふものが此精神を持つて居るのである、此歴史といふものは餘程古いやうであります、十八世紀頃に獨逸のフレデリック大王が多數の大學を起して學生を養成したのである、其學者が皆此の如き所の精神の注入といふものに努めて居る、

獨逸國民は此學者といふものを信用して皆其唱ふる所の學説を實行して居るといふ所が最も強味のあつた所であるやうに認めらるゝのであります、此戰爭前に於きましてはニーチエーとか、トライチエツクとかいふ哲學者又は歴史家といふものが皆此精神を唱へた、此度の戰役といふものゝ始つたのも是等の學者が戰役を始めたと同様であるといふことを主張する人もある、又或はフレデリック大王が今日の戰爭をして居るのであるといふことまで言ふ人がある、ニーチエーとかトライチエツクの言ふ所は何でも弱者ではいけない、強者でなければならぬ、如何なる犠牲を拂つても強者であつて勝たなければならぬといふことを主張して居る、それが人民の頭に浸み込んで居る、トライチエツクの國家論などに於きましては、國家といふものは必ず對峙するものである、必ず相手といふものがある、さうして永久に存続するものである其各自の國家といふものは各々特色を持つて居る

ければならぬ、國民の自尊の抱負といふものがなければならぬといふことを唱へて居る、此自尊の抱負といふやうなことが全く獨逸の人民を驅つて今日の戰爭を惹起すといふことになつたらうと思ふ、獨逸に於きましては法制などに付ては内部に於て既に統一せられて居る、外に向つて力を發展せしめなければならぬ時機に至つて居るのである、所で外に向つて力を發展するには殖民といふものがなければならぬ、殖民地といふものを得やうとするには英吉利との利益の衝突を生じなければならぬ、此英吉利といふものを對者として如何なる犠牲を以ても勝たなければならぬといふことを獨逸の學者が皆唱へて居る、トライチエツクの國家論も則ち其一つである、さうして尙ほトライチエツクの國家の目的などを見ますと、國家の目的は結局戰爭と志望といふものである、是が最も肝要な事である、國家の性質は又何かと言へば權力である、國家は己の欲する所を無條件に絶對

に實行する權力を持たなければならぬ、國民は唯之に服従するのみである、國家は國民に向つて服従を唯命するものである、國民は國家に向つて己を犠牲としなければならぬ、斯ういふ強い主張をして居ります、是が皆獨逸國民を生ずる所以である、此精神といふものが獨逸が強い／＼と言はれる一つの理由であるといふことを皆申し居るのであります、如何にも其通りに思ふ、單り戰爭といふことのみではない社會の事物皆悉く此精神が必要である、國務の一分派であります所の監獄行政といふことに付ても統一々體といふことがどうしても必要である、此精神が無ければ獄務を改良して時勢に適應する功績を擧げるといふことは出来ないといふ考へられます、又總ての事物を経営して行きまするに付ては無論權力といふものを以てしなければならぬといふことは申すまでもない、古へに於きまする如くに地を劃して獄と爲すといふやうなことは是は唯一つの理想である、又

木を削つて吏と爲すといふやうに、木を以て犯罪者の住宅に立て、置けば、犯罪者はそれを携へて詔廷に臨んで裁判を受ける、是も一つの理想なのであらうと思ふ、又或は囚を放てば獄に歸る、唐の太宗でありましたか、死刑に當る者三百九十人を其年の秋を期して獄に歸つて執行を受けるやうに諭して放した所が、其時期に至つて皆獄に歸つて來た、昔は皆囚人に至るまで信義があつたといふ是等も一つの理想である、今日の世の中は逆も此理想ではいかぬといふことは申すまでもない、權力といふことは無論必要である、併し獨逸の學者が唱ふる如き權力といふものは是は我邦に於ては餘り必要ではない、餘り權力といふことを強く言ふときは却て反抗心を起すといふことになり、現に露西亞の北海に面する方の漁業者なども獨逸に反抗心を起して居るといふ話である、獨逸は權力を以て總て漁夫の職業を奪つて仕舞つた、生活の途を失つた所のそれ等の人民は皆自分等を

救済するものは英吉利の外ないといふ考を起して居るといふ報道があります、故に獨逸のやうな餘り權力を振廻してはいけないのである、幸に我邦に於きましては何れの人々も皇室に對する所の忠誠の念がある、是に依つて獨逸の權力を楯に取つて人民に莅むと同様の統一々體の精神といふものが起ることだらうと思ふ、其點に於ては少しも心配する所はないと信じます、唯茲に最も統一々體の精神に於て必要な所の事項を務めなければならぬ、それは何かと言ひますと、各分子各機關といふものの特性を發揮して特別な技能を練磨するといふことが一番肝要なことであると思ふ、多くの人が同一の目的に向つて働をするといふことだけでは強味は無いのである、各分子といふものが各々特性を持つて居なければならぬ、彼の漢の高祖が國を興した時に於きまして、謀を帷幄の裡に廻して勝を千里の外に決するのは張子房である、國家を定めて萬民を撫して糧道を絶たざ

るは是即ち蕭何である、百萬の衆を率ゐて戦へば必ず勝ち攻むれば必ず取るは韓信に在る、是等の三人の人といふものは皆特性を有つて共同の目的に向つて其特性を發揮して始めて漢の國が起るといふやうな譯である、又之を機械に譬へて見ても飛行機の如きは双翼を持ち、舵を持ち、機關砲を持ち、爆彈を持ち、プロペラーを持ち、各々其機關といふものが特別な技能を發揮して飛行機の働が出来、潜航艇に於ても角眼鏡があつて、浮遊水雷があり、魚形水雷があり、發射管があり、各々其特別の仕事をして働が出来るのである、此各自の働といふものは共同の目的に向つて無論なければならぬ、各自の分子は充實しなければならぬ、此考を以てすると自由とか平等とかいふやうなことは無論其團體を弱くする一つの理窟である、強味といふものはさういふものではどうしても起らない、各々人の職分にも重いものもあり、軽いものもある、官には高下がある、其職務に准

じて大にしては邦家を扶翼する、小にしては己の職務といふものに准するといふことにならなければならぬ、是が即ち統一々體の精神の最も必要な所である、戦をするにも將軍もあり、兵卒もあり將校もあつて、各々其分を守つて始めて一段の強味といふものが出来て勝を制するといふことが出来る次第である、各々其職分に付ての徳義を現はして行かなければならぬと思ひます、或は斯ういふことを申しますと、どうもさういふ議論をするに不具の人が出来て困るではないかと心配をせらるゝ人もある、御尤のやうでありますけれども、それは何等の學術の攻究もない人に向つてはさういふ虞もあるが、諸君の如くに種々なる所の蠶雪の攻究を遂げられて、又實地にも當つて居るといふ方々に付ては、一般の事はもう既に諒解せられたのだからして、此上に特技といふものを各々攻究し發揮して行かなければならぬといふことは少しも害を見るべきことではない、之を是

非御歸任の後にも御心掛られて實踐せられむことを偏に望むのでございます。

甚だつまらぬ感想を申し上げて諸君の參考に供して、祝賀を述べると同時に之を謹と致した次第でございます。

(講師總代原秘書官の演説は都合に依り次號に掲載す。)

△答 辭

茲ニ第十回監獄官練習生修業證書授與ノ式ヲ舉ケラレ閣下並ニ各位ノ貴臨ヲ辱ウス生等ノ光榮又何モノカ之レニ如カンヤ願ルニ生等選ハレテ學窓ノ人トナリ所長閣下並ニ講師諸賢ノ懇篤ナル薰陶ノ下ニ切磋琢磨ノ効ヲ積ムコト百有餘日生等ノ菲オヲ以テシテ尙且ツ得ル所尠シナラス惟フニ滔々底止スルナキ時代ノ進運ニ伍シテ遜色ナキ獄制ノ確立ヲ促スハ一ニ司獄官其人ニ俟ツ所ニシテ生等ノ責任重且ツ大ナルヲ知ル生等不日任ニ歸ラント

公

文

(五六)

ス其復ヒ實務ニ就クニ當リテハ恪勤精勵學理ヲ實地ニ應用シテ些ノ遺憾ナキヲ期シ一ハ以テ獄制ノ改良發展ニ資シ一ハ以テ閣下並諸賢ノ訓諭ニ副ハシコトヲ誓フ

練習生一同ニ代ハリ聊カ微衷ヲ披瀝シテ答辭トス

大正七年六月三十日

第十回監獄官練習生總代

豊多摩監獄看守 山田榮次郎

○地方部長の囑託

今回典獄の異同ありたるに付き本會は地方部長を左の如く囑託したり

岡山地方部長を囑託す 石井 光美
甲府地方部長を囑託す 印南 於菟吉
長野地方部長を囑託す 大谷 友次郎
廣島地方部長を囑託す 田村 英吉
函館地方部長を囑託す 屋山 朝太郎
網走地方部長を囑託す 逸見 祐之助

公 文

○司法省 監獄局監内第七七一號(大正七年六月十七日各典獄宛)

内國旅費減額ノ件依命通牒

新ニ看守ニ採用ノ爲メ召喚セラレタル者ニハ内國旅費規則第六條ノ移轉料ヲ支給セザルコトニ御取扱相成度



監獄協會編纂

改善
實話 覺めたる友

菊判二百六十餘頁
定價金五十拾錢
郵税金八錢

本書ハ出獄者ノ眞心悔悟セルモノニ就キ犯罪ノ徑路改
梭ノ動機ヲ詳叙シタルモノニシテ收ムル所三十餘篇アリ

東京市麴町區西口比谷町一番地

發行所
監獄協會

指紋法解説

菊判百五十八頁
挿畫百九十五個
實費金三十五錢
郵税金六錢

(改正指紋紙取扱規定並ニ解説添付)

本書ハ主トシテ實際的方面ヨリ説述セ
ルモノナレハ實務家ノ好指針タリ

貧民制度并ニ救濟事業

菊判百三十五頁
實費金二十四錢
郵税金二錢

本書ハ社會救濟事業ノ研究ニ關
シ歐米諸名家ノ著書ヲ參酌シテ
編述シタルモノナリ

發行所

東京市麴町區西口比谷町一番地

監獄協會

會費ヲ振替貯金へ拂込マル、
場合ノ注意

口座
番號
東京貳五〇五九番

加入者
氏名
監獄協會

大正七年七月二十日發行

(定價金拾貳錢)

發行所 東京市麻布區新網町一丁目廿二番地
編輯人 北島良吉
印刷人 東京市四谷區愛住町二番地
印刷所 碓氷村政富
印刷所 東京市麹町區有樂町二丁目一番地
發行所 東京市麹町區西日比谷町壹番地
電話新橋寺多六八番
監獄協會
賣捌所 東京市四谷區愛住町二番地
東京書院